平成26年第2回東大和市議会定例会会議録第11号

平成26年6月4日(水曜日)

ж	康	詳	吕	(9	2	名)
111	14	5 11		1 /	. /.	~ 1

1番	森	田	真	_	君
3番	尾	崎	利	_	君
5番	\equiv	宮	由	子	君
7番	和	地	仁	美	君
9番	中	村	庄 -	一郎	君
11番	押	本		修	君
13番	関	田	正	民	君
15番	森	田	憲	$\vec{-}$	君
17番	東	口	正	美	君
19番	御属	设谷	_	彦	君
21番	床	鍋	義	博	君

2番 西 Ш 洋 君 4番 実 Ш 君 圭 子 雄 6番 大 后 治 君 関 野 8番 杜 成 君 10番 岸 聡 彦 君 根 千 12番 蜂須賀 雅 君 14番 関 田 貢 君 信 君 16番 尾 崎 夫 18番 中 間 建 君 20番 彦 君 竹 康 佐 22番 中 野 志乃夫 君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

務 局 長 関田新一君 議 事 係 長 尾 崎 潔 君 事 主 須 藤 孝桜 君

 事務局次長 長島孝夫君

 主 事吉川和宏君

出席説明員 (23名)

市 長 尾 崎 保 夫 君 育 教 長 真 如 昌 美 君 務 部 長 北 田 和 雄 民 部 守 男 市 長 関田 君 福 祉 部 長 吉沢 寿 子 環境部長 田 П 茂 夫 君 学校教育部長 部 晴 彦 冏 君 社会教育部長 学 君 小 俣 市民部副参事 小 川 泉君

副 市 長 小島昇公君 企画財政部長 並木俊則君 総務部参事 鈴 木俊雄 子ども生活部長 榎 本 君 福祉部参事 広 沢 光 政 君 都市建設部長 内 藤 峰 雄 君 学校教育部参事 井 卓 之 君 石 産業振興課長 \mathbb{Z} 幡 正喜君 障害福祉課長 小川 則 之 君
 環境課長
 関田 孝志 君

 土木課長
 寺島 由紀夫 君

 中央図書館長
 関田 実千代 君

 ごみ対策課長
 松本幹男君

 学校教育課長
 岩本尚史君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

○議長(尾崎信夫君) ただいまから本日の会議を開きます。

.....

日程第1 一般質問

○議長(尾崎信夫君) 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長(尾崎信夫君) 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

〇12番(蜂須賀千雅君) おはようございます。12番、蜂須賀千雅です。平成26年第2回定例会に当たり、通告書に従い一般質問さしていただきます。

まず1番といたしまして、小中学校での土曜日登校についてお伺いいたします。

- ①といたしまして、現状について。
- ②といたしまして、課題について。
- ③といたしまして、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、2番といたしまして、市道8号線の安全対策への対応についてお伺いいたします。

- ①といたしまして、現状の問題点について。
- ②といたしまして、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、3番といたしまして、東大和市における手話行政についてお伺いいたします。

- ①といたしまして、現状について。
- ②といたしまして、課題について。
- ③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わしていただきます。よろしく お願いいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、小中学校での土曜日登校の現状についてでありますが、各学校ではこれまでも運動会や学芸会などの学校行事を教育課程に位置づけ、あらかじめ届け出ることにより土曜日などに実施してまいりました。またセーフティ教室や道徳授業地区公開講座、学校公開を土曜日などに実施し、子供たちの様子や学校の教育活動について保護者や地域の皆様に御理解いただけているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、課題についてでありますが、学校週5日制が社会に浸透し、児童・生徒は土曜日には家庭や地域においてさまざまな活動を行っております。土曜日の授業を実施するに当たっては、開かれた学校づくりを進める観点を大切にしながら、児童・生徒の生活のリズムを崩したり、家庭や地域での活動を大きく妨げることがな

いように配慮したりすることが課題となります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。 次に、今後の取り組みについてでありますが、今後、土曜日の授業を実施するに当たっては、目的を明確に するとともに、保護者や地域の皆様に十分に説明し、理解を図ることが必要であります。詳細につきましては、 教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、市道第8号線の安全対策に対する現状の問題点についてでありますが、市道第8号線、湖畔通りは、湖畔、狭山の地域の方が利用する主要な生活道路であり、通学路としても指定されている道路であります。道路の幅員が確保できているところでは、歩車道分離で整備されておりますが、幅員が狭い箇所では歩行者等の安全を確保するため、路面への区画線標示等の交通安全対策を実施しているところであります。

次に、今後の取り組みについてでありますが、生活道路は自動車の通行を主とするものではなく、生活に密着した空間であるため、さまざまな道路利用者にとって安全で快適なものとすることが望まれております。そのようなことから、交通管理者である東大和警察署とも協議していく中で、交通規制等のソフト的手段と道路構造等のハード的手段の組み合わせにより、交通安全対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、行政における手話事業の現状についてでありますが、市では聴覚障害者へのコミュニケーション支援 として、手話通訳者等派遣事業、手話講習会、手話通訳者設置事業、手話通訳者養成事業などを実施しております。

次に、課題についてでありますが、聴覚障害者の手話通訳者等派遣の利用回数がふえているほか、市が行う 各種事業でも手話通訳の設置を進めていることから、これらに対応するため手話通訳者の養成が課題であると 考えております。

次に、今後の取り組みについてでありますが、障害者基本法では共生社会の実現を図るために、国や地方公共団体は障害者が円滑に情報を取得し、利用できるよう施策を講ずることとされております。市では、これを受け、第2次障害者計画、第3期障害福祉計画において、障害特性に配慮したバリアフリー化の推進を挙げております。今後も引き続き手話通訳のほか、さまざまな障害者へのコミュニケーション支援を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

〇教育長(真如昌美君) おはようございます。

初めに、小中学校での土曜登校の現状についてでありますが、土曜日の登校には主に3種類ございます。第1は、文部科学省が公立小中高等学校における土曜授業等に関する調査で定義をいたしました土曜授業であります。これは子供たちの代休日を設けずに、土曜日、日曜日、祝日を活用して教育課程内の教育活動を行うものであります。第2は、本市の各学校がこれまでも実施してまいりました、いわゆる土曜日の授業、土曜日の授業でございます。これは教育課程内の教育活動を実施後、子供たちの代休日を設けております。第3は、希望者に対する学習等の機会を提供する活動があります。本市の各学校におきましては、主に第2番目に説明いたしました土曜日の授業が行われております。

次に、小中学校での土曜日登校の課題についてでありますが、各学校が学校週5日制の趣旨を生かした教育活動を展開する中で、土曜日の授業の実施を求める学校がふえたことから、東京都教育委員会では平成22年1月の通知におきまして、実施上の課題を踏まえた留意点を示しております。当市におきましては、東京都の通知の趣旨である保護者や地域に開かれた学校づくりを進める観点から、土曜日の授業を実施しております。ま

た授業時数の確保を課題とし、土曜授業を実施している地区もございます。当市におきましては、既に夏季休業期間を5日間短縮し、授業時数の確保を図っているところでございます。子供たちに過度の負担がかからないようにしながら、より開かれた学校づくりを進めることは重要な課題であると考えております。

次に、小中学校での土曜日登校の今後の取り組みについてでありますが、学校週5日制の趣旨を踏まえるとともに、子供たちの負担や生活リズム、今まで以上に授業時数を確保する観点など課題を明確にし、教育委員会として十分検討をしてまいります。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

それでは、順次再質問さしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず小中学校での土曜日登校についてということで、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。 最近の新聞でですね、御存じだったと思いますが、全国的には土曜授業と言われるものが14%程度にもかか わらず、26市町村では24市町村で土曜授業を実施をしているということが記事になっておりました。今、教育 長の答弁にありましたとおり、土曜授業というものと土曜日の授業というもので、「の」が入るか入らないか ということで、土曜授業というものは子供たちに代休日を設けずに教育課程内の教育活動を行うものだという ふうに、教育長おっしゃっておりました。土曜日の授業というのは、今週の土曜日ですかね、小学校、授業公 開がありますが、その場合、月曜日が休みになりますが、これが今、本市でやってる土曜日の、「の」が入る 土曜日の授業ということで、月曜日は子供たちは代休ということでお休みになるというふうに認識をしており ます。

東京の26市町村では、土曜授業の実施率が8割ということで、2013年の11月に土曜授業を行いやすいように学校教育法の施行法を改正して、まあ特別の必要がある場合と、例外とされてきた土曜授業を、各教育委員会の判断で自由に実施できるということになったと。あわせて、施行規則以前から土曜授業を導入している東京都の26市町村は多いと。これは都の教育委員会が2010年の1月にですね、学力向上や学校公開を目的とした授業内容であれば、月2回を上限に実施できるということの通知をしたことの影響があり、非常にこの多摩地区30市町村ですね、このうち24市町村の小中学校で実施をされているということの内容がありますが、まずこの土曜登校に関してのですね、これを決定するに当たり、どなたが権限を持って、どのように判断をされているのかを、まず先に教えていただいてもよろしいでしょうか。

- **〇学校教育部参事(石井卓之君)** ただいまありました決定権になりますが、これについては今御説明があったように、法の改正を受けまして、基本的には教育委員会が判断するというふうになっております。 以上でございます。
- ○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

それで今、東大和市としては、土曜日の授業ということで代休をとる形を主に進めているというふうに、答 弁があったというふうに思いますが、実際の小中学校の土曜日登校の日数を把握されているようであれば、教 えていただけますでしょうか。

〇学校教育部参事(石井卓之君) ここ3年間の資料となりますが、平成24年度は小学校で延べ36日、中学校で18日、平成25年度は小学校で39日、中学校で19日、平成26年度、本年度は小学校で45日、中学校で20日となっております。

以上でございます。

- ○12番(蜂須賀千雅君) その登校の内容の詳細がわかれば、あわせて教えていただいてもよろしいでしょうか。
- **〇学校教育部参事(石井卓之君)** 各学校では、開かれた学校づくりの観点を踏まえまして、運動会や学芸会などの学校行事、それから道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、それから授業公開というものが主な内容になっております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

東大和の教育委員会の考える土曜登校のメリットと、そのデメリットを少し考えているものがあれば、教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 今現在、教育委員会では、土曜授業の実施につきましてメリット、デメリットを検討を始めたところでございます。詳しい内容については、まだ今後の検討によるものと思いますが、一般的にはメリットといたしましては、やはり開かれた学校づくりということで、ふだん土曜日、日曜日、保護者や地域の方がいらっしゃるときに、子供たちの学校の様子を見ていただけること、これが大きなメリットであると考えております。デメリットですが、一般的にはやはり代休の日をとらないために、子供に過度の負担がかかることがあるということがあると考えています。

以上でございます。

〇12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

土曜日、週5日になったのは、2002年とか、平成19年とか20年とか、そのあたりだったと思うんですけれども、あのころからもう十数年たちまして新聞等でも、当然国際の学力調査などで学力低下が明白になり、土曜日は休みのまま、例えば教える内容が、授業がふえたと。それから一番その目的であった子供たちのための土曜日の有効な使い方ということを、ぜひ取り組んでいただきたいということもあったと思うんですが、文科省のほうでアンケートをとったところ、5割、6割以上が、実際子供たちは自宅でゲームやテレビに没頭してるというような調査結果も出ておりますが、この間、5月のですね、今お話あったとおり東大和市の教育委員会の懇談会の中で、意見交換会のような形ですかね、話し合いを始めたということなんですが、これは今後とも各市町村、土曜授業ということで前向きに進めている形があるのですが、そちらも踏まえた中で東大和市としても、土曜授業やるやらないにかかわらず、そのやることも含めて、これから教育委員会との検討を始めたという認識でよろしいでしょうか。

〇学校教育部参事(石井卓之君) 今お話がありましたように、やはりメリット、デメリット、本市においても 地域性があると考えるというところがございますので、しっかりと教育委員会で検討して、方向性を見定めて いきたいと考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) 教育委員会から発行されてるもので、東大和市の教育の現状と課題ということで、東京都の学力テストかな、これはテストの教育の現状の中で、国語と算数の平均の正答率に少し東大和市は低いかなという数字が出てる部分もあって、当然学力はしっかりしたものをつけていくということの意味で、土曜授業をしていただきたいという部分もあるんですが、東京都のお話でもあったように、これまで以上に土曜日の教育環境を当然豊かなものにするために、学校であったり、家庭であったり、地域の三者が連携して役割分担をしながら、学校における授業、地域における多種多様な学習や体験活動の機会などの充実などに、改め

てこの土曜日というものを考えていく必要があるのだということを私も考えておりまして、この土曜授業というものを、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思っております。

東大和市は、恐らく授業数確保のために、夏休みが短いというのが少しあると思うんですが、そうなった理由を親御さんのほうにもよく説明はされたとは思うんですが、まだなかなか理解できなくて非常に不評が多いかなというのはちょっと思ってはいるんですね、正直なところを言うと。土曜授業を開始すると、恐らく年10日とか11日とかふえると思いますので、夏休みの扱いもどうするかということも含めて話し合いが持たれると思うのですが、区部で土曜授業をやっているところは、例えば防犯に関して危ないマップを地域の皆様とともに歩く時間であったりとか、先生たちが教える授業だけでなくて、地域の方たちのそういった取り組みを知っていただく機会を設けるということの時間で使っているというふうにも伺っておりますし、私もその土曜授業を使って我が党、我が会派の押本議員もよくおっしゃっておりますが、国際交流の時間でそういったものを活用できないかということも考えておりますので、ぜひ教育委員会で、まだ話し合いというか、意見交換が始まったということですので、ある程度そうした基本的な考えを、東大和市としての考えを恐らく教育長は持っておられて参加をされてると思うのですが、そのあたり教育長が考える土曜授業を始めるにしても、今後考える土曜日の活用の仕方について、最後、御意見をいただいてもよろしいでしょうか。

○教育長(真如昌美君) 今、御説明がありましたけれども、東大和は東大和なりのさまざまな工夫をしながら、今までも教育課程を編成してきております。ここに来て土曜日、もう少し子供たちに豊かな教育を、その場面を提供していくことができないかという、そういう声が強く上がってきた中で、土曜授業についてもできるようになってきたということであります。ただ、その基本となるところは、子供たちに豊かな学習環境を用意するということでありますので、土曜授業の中で単に国語や算数をびしっとやるということじゃなくて、さまざまな体験活動を通しまして子供たちが豊かに成長していけるように、夏休みのことも含めて今後考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

私も含めて、ぜひ土曜授業というものは、ほかの市町村とあわせて実施していただきたいなというふうに思っておりますし、恐らく教育長がいらっしゃった港区と品川区は、もう先駆的に第一、第三ですかね、もう始められて、さまざま地域活動が、それから子供たちの豊かな教育環境ということで、本当に多くの経験をさせてるということも耳にしておりますし、昔、教育長からもそういうお話を伺ったことがありますので、いろんな子供たちに教える経験は、先ほど国際交流の話もありましたけど、本当に授業を詰め込むだけじゃなくて、豊かな経験をさせるということにとっては、家で子供たちがごろごろしてるよりよっぽどいいと思いますので、その解消に向けて話し合いが始まりましたので、そのあたりは迅速に、なるべく周知を図るにも時間かかるでしょうから、ぜひそのあたり教育長、前向きに御検討いただいて、教育委員会の話し合いを進めていっていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

小中学校の土曜日登校については以上です。終わりたいと思います。

次、行きます。市道8号線の安全対策についてです。

いわゆる諏訪山橋から湖畔坂、それから二ツ池公園を抜けて、やまと苑を抜けてという道路が、今は湖畔通りという名前になったんですかね、8号線と言われるところですが、東大和市内には、いわゆる市道は多くありますが、その中でも市道8号線が他の市道と違い、子供や女性、高齢者や障害者の方が通行するには、現状

でできる対応は長年かかって対応してると思いますが、より安全対策をと考えた場合には、必要な部分は何であると捉えているか教えていただけますでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいま蜂須賀議員から、市道8号線の安全性といったようなところでのお話でございますけれども、現状、非常に市がやりたいというか、交通管理者とあわせて、交通上の安全性を高めたいとするところでは、思い切った拡幅等していければいいというふうには考えておりますが、物理的に非常に難しいというようなこともございます。そういったことから、ただいま御指摘もありましたけれども、高齢者もふえてくるというようなこともありますので、歩道の平たん性、歩道の部分ですね、通行者にとって突起物があったりとかそういったことがありますと、安全性にも影響あるというようなことから、通行の確保を図るといったようなことは必要かなと思います。そういったことから、巻き込み部分の段差の解消であったり、そこの部分の勾配を緩やかにしていくというような対応というのは、まだこれから工夫ができるんではないかというふうに考えております。

また交通安全の面だけではなく、防犯性の面等、あわせた見方からしますと、見通しのよくないようなところの注意喚起であったりだとか、桜が大分老木化しておりまして、枝を張っているといったようなことがございますので、その管理等を適切にしていくことにより視認性を高めたり、見えづらい部分をなくしていくっていったようなことから、交通安全と防犯性といった両方の面で対策がとれるんではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

今部長のお話あったとおり、歩道の問題と、それから桜の部分ですね、そのあたりの部分というのは、長年、言われておりまして、まず当然、湖畔の坂、諏訪山橋まで向かうところですね、歩道も大変狭いということで、朝の通学時間帯と、それから帰りの子供たちの登下校ですね、いわゆる登下校の時間、何往復か通っていただくとよくわかるんですけれども、まあよく飛び出すんですね、子供たちが。それで運転してる方も、とても怖い思いをしたという方がやっぱりたくさんいらっしゃるということが、まず1つあります。

それから、武蔵大和からやまと苑の前あたりまでは、街灯もLED化されてる部分があって、非常に明るくはなっているんですが、湖畔坂から諏訪山橋を上って、あのあたりはいつも小中のPTAからの要望もあると思うんですが、非常に暗いと。あわせて諏訪山橋を越えて、天理教さんの前に赤いポストですね、公衆電話もあるんですけれども、あそこから二ツ池公園の入り口までが、当然桜の伐採をやらないと、部活帰りも含めて、歩いていただくとよくわかるんですが、本当に暗いということがありまして、あのあたりは常に言われているところでございます。

それで、建設環境委員会のほうでも、特定事件調査のほうで橋梁の調査をされたというふうに思ってはいるんですが、実際、諏訪山橋の部分ですね、あそこの部分に関しては異常の箇所というのが、資料の中で拝見すると大分あったかなというふうに私の中でも認知しているんですが、そのあたりも含めて、特にまずちょっと8号線にある諏訪山橋ですから、あの橋の今の状況をちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 諏訪山橋の橋の状況でございますが、平成25年度に橋梁点検調査委託を実施しまして、その調査結果でございますが、橋台のコンクリートの剝離や鉄筋の露出がございました。また支承といいまして橋台の下の部分を支える部分でございますが、その支承の機能の低下ということがございました。それから高欄の高さ不足、これは古い橋台にはよく見られる形なんですが、高さがちょっと不足しているという

部分がございました。下の防護坑、トンネルの部分でございますが、漏水やつらら、ひび割れなどがございま した。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

今、諏訪山橋の調査していただいた現状を御報告いただきましたが、今後この8号線、特に湖畔坂ですが……。そうだ、まず今、現状、先ほど子供たちの登下校の時間というお話をしましたが、そのあたりも市としても把握している部分もあると思うんですが、あそこをですね、当然道路幅が、車椅子と人が通れるということの算段を当然していかなきゃいけないので、そうすると当然幅等が足りませんから、ガードパイプ等というのはなかなか厳しいのはよく私もわかっておりますが、ならば直近で、例えば改善できるような対策は何があるのかなということをちょっと教えていただければというふうに思うんですが、長期的には今部長と課長からお話ありましたとおり、諏訪山橋自体の老朽化が非常に激しいので、市の財政のこともありますが、あの橋自体が特に、極端に言えばなくても、両方、上と下で通って道は抜けられますので、それで湖畔坂の両方の擁壁の部分ですね、あれは本当であれば、長期のことで考えれば用地買収をして道を広げていただくような方法がないのかなというふうに思うんですが、実際子供たちの登下校が今、毎日行われている中で、子供たちの飛び出しに関して抜本的な何か対策等があれば、少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいま橋の現況調査の関係から、そういったことも含めた、将来的なことも含めた対策ということでお話をいただきましたけれども、昨年度の橋梁調査の結果、今後こういった社会資本をどのような形で維持管理していくか、なるべく長寿命化を図って維持管理に係る経費等の平準化を図るというようなことを検討するのが、今年度、土木課のほうで考えていく内容になっております。その中で、この諏訪山橋をどうしていくかっていったようなことの検討をしていくことになりますが、先ほど土木課長のほうから調査の結果の報告をさせていただきましたように、他の橋に比べて非常に状況はよくないというふうに私も認識しております。

それと、今後どのようにしていくかにつきましては、もしこの橋をかけかえるといったような機会が近々にあれば、そのときには物理的に今までは非常に難しいという判断をしておりましたこの部分のですね、橋のかかっている部分の幅を広げるといったようなことも、検討は可能だというふうに捉えております。しかし、今すぐその判断ができませんので、それまでの間にも、日々、小学生、高齢者、通行しているわけですから、その安全を確保するためには、やはり現状ある中での対策としてやっていく方法を考えなくてはいけないというふうに考えております。そのようなことから、今できることはある程度しておりますけれども、歩行者にとっても、やはり先ほど蜂須賀議員からは小学生がよく飛び出しているというようなこともございました。安全に通行するためには、やはり歩車道分離されているところについては、きちっと歩道を歩くことが大切だというようなことをわかっていただかなくてはいけません。そういった交通安全教室において、そういったようなことをきちんと伝えていくことであったり、またドライバーにとっても、あそこの制限速度も、まあ制限速度を設ける中では一番低い30キロといったような制限速度になってると思います。しかし、坂があると、急坂であるといったようなことをあわせまして、もっと減速をするような形、必ず目で安全を確認して通行していくというようなことを励行するような形に、意識づけをしていくというような方策をとったりというようなことを考えていく必要があるというふうなお話もございましたけれども、現在の1.3メートルの歩道では、誰か介までは、先ほども車椅子というふうなお話もございましたけれども、現在の1.3メートルの歩道では、誰か介

助者がいて通るには何とかなると思いますけれども、そのときにも交互通行するというわけにいきませんので、 対向される方は車道におりなくてはいけないというふうな不便があると思います。そういったことを考えます と、一つには歩道と車道をフラットにしてしまうという対応の仕方もあるとは思いますけれども、それもそれ でまたいろいろな検討をしなくてはいけないものが出てきますので、現状の形を維持する中で使い方をみんな で工夫していくような、働きかけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

子供たちに意識づけをしたり、それからドライバーに意識づけをするということも、確かにそのとおりでございますし、まあ役所も中心になって、またそれから学校関係も皆さん中心となって進めてきていただいているのも十分理解しております。ぜひその先にあるものを、道路の照明であったり、それから坂の歩道と車道の部分をはっきりわからせるようなものを取り組んだり、そのあたりをなるべく早目に少し検討をしていただいて、行ってみると実際非常に具体的にPTAさんの要望の中で必ず回答の中には、暗く感じる場所を具体的に教えてくださいということで要望の承りがいつも毎年ありますので、実際、先ほどお話しさしていただいた場所は、今現在もそうですが、とても暗いですし、それから子供たちの登下校の安全性の確保ということに対しても、やっぱりそろそろ何かしらの形をとらなければなというふうなことは感じていただけると思いますので、あの地域全体も、防犯に関しても自分たちの自治会で管理する防犯カメラをつけたりとか、やれる範囲では高齢者が多い中で取り組んでいる分もありますので、ぜひ幾つかの8号線の感じた課題をお伝えをしましたので、担当部署でいま一度検討していただいて、対策とっていただければなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

8号線の安全対策については以上でございます。

3番です。最後です。東大和市における手話行政についてということで、幾つか質問さしていただきたいというふうに思います。

2006年だったですかね、思います。国連総会で障害者の権利に関する条約が採択をされ、手話通訳派遣事業等は障害者自立支援法で市町村に実施が義務づけられました。しかし厚労省の実施率によると、70%余りと余りふえてない状況で、その主な原因は人材不足というふうに言われているところもあります。全国手話通訳問題研究所というところが、派遣通訳者らに聞いたところ、手話通訳の登録人数が不十分であるというふうに感じてることが、約7割近くに上がってるというふうなこともうたっております。

手話は言葉であり、使えるのは権利であるというふうに言われております。手話通訳の派遣は、福祉事業ではなく、権利を守る取り組みであると訴えられております。東大和市でも聴覚障害者に対し、さまざまな施策を展開していると思いますが、そこで今回、改めて手話行政ということで質問をさせていただきたく、提出をさしていただきました。

東大和市における、まず聴覚障害者の方の人数と、それから手話通訳者の方は東大和市内に何名ほどいらっしゃるのかの、この2点をお伺いさしていただいてよろしいでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 聴覚障害者の方の人数につきましては、平成26年4月1日現在になりますが、 身体障害者手帳所持者が全体で2,655人おります。それの中で241人の方が、聴覚障害による手帳をお持ちです。 このうち障害の等級でいいますと、一番重たい1級、2級という方が65人、中程度の3・4級という方が73人、 比較的軽度の5級、6級という方が103人というふうになっております。 続きまして、手話通訳者の人数につきましては、市で行っております手話通訳者等派遣事業で手話通訳の業務を担当していただく方を、毎年度、登録をしていただいております。この市の登録手話通訳者が、平成26年度で14名ということになっております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

今お話ありましたとおり、手話通訳の業務を担当していただく方は、毎年度登録ということで言っていらっしゃったと思いますが、この14名というのが多いか少ないかという単純なことをちょっとお伺いしたいのと、東大和市としての手話通訳者の育成などのかかわりはどの程度行っているのか、施策の具体性をちょっと教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 手話通訳者の育成へのかかわりということでございますが、市の要綱で手話通訳者は18歳以上の者で、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有し、手話または要約筆記の技術を習得している者というふうな規定をしております。これを受けて、毎年3月に手話講習会の上級講座というものを修了した方などを対象にして、手話通訳者登録認定審査を行いまして、それに合格した方に手話通訳者として登録していただいております。平成26年3月に実施した登録試験では、12人の方が受験をしていただいて、そのうち2人の方が新たに合格をして登録通訳者というふうになっていただいております。平成25年の4月に障害者総合支援法の改正がありまして、市町村レベルの身近な地域で通訳を行う手話通訳者について、市が養成をするというふうな規定になっております。そのことから平成25年度から、手話通訳者養成講座を市の事業として実施するというふうにしております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

今お話ありましたことも含めて、東大和市における手話行政の充実は十分図られているというふうな認識があるのかということがまず1つと、それから施策の推進等に、その手話の団体の方々の当事者の声を反映させていくべきではないかというふうに考えますが、この2点についてお考えはいかがでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 市で行っております手話に関する事業につきましては、毎年度、市内の聴覚障害者協会、それから手話サークルピーナッツ、それから東大和市手話通訳者の会の連名で要望書をいただいております。それらもありまして、その中では手話通訳者の派遣事業、それから手話通訳者の設置事業等について御要望をいただいております。それを受けまして、毎年、予算編成時に手話の事業について、例えば手話講習会のコースをふやすですとか、講師の方の講師の謝礼の額を上げるというようなことを積み重ねております。平成23年度からは、要望もありまして市の窓口に手続に来られた方などの手話通訳を行う手話通訳者設置事業というようなものも始めております。そのような形で、市民の聞こえない方たちの御意見を取り入れながら、できる範囲で手話の事業の充実というところに努めております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

今、小川障害福祉課長から施策に関して伺っておりますが、例えば市全体で取り組まなければならないこと もあるんではないかなというふうに考えておりますが、そのあたりはどのように捉えていらっしゃるか、教え ていただけますでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 情報弱者と言われる方々への支援ということで、聴覚障害者の方には、今課長のほ

うから、いろいろ市で取り組んでいるさまざまな事業ということで御答弁をさせていただいたところでございます。 聴覚障害の方たちへの情報等、コミュニケーションを含めた事業といたしましては、やはり今後、市として取り組むといった場合には、今行ってる事業は着実に行うというようなことと、市長答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、手話通訳の方の人数をふやしていくこと、また手話ということを、手話がやはりこういったことで、さまざまなところで使っていただけるように、市民の方に広く知っていただけること、そういったところが市としてやはり取り組むべきことかなというふうには考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

そうですね、毎週金曜日、例えば手話通訳が9時から5時に、配置日ということでありますが、これが十分かといえば、当然そうではないという認識、予算との当然絡みもありますが、十分ではないというお答えが、どなたに聞いても返ってくるというふうに思っておりますし、それから職員の方、手話ができる方ということの職員採用ということも大事かもしれませんが、若手職員も含めて、今後、未来がある職員に対して、手話講習会への積極的な参加をやっぱり促していく必要があるんではないかと。どの課に行っても、年数はかかるかもしれませんが、そういったことの積み重ねが必要かと思うんですが、職員の皆さんへ、全体へというわけにいきませんが、若手職員を中心に手話講習会への参加についてのお考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 市の職員の手話講習会の参加につきましては、毎年度、手話講習会を開催する際には、庁内のグループウエアを使いまして職員のほうに周知をさせていただいております。ここ数年来、若手の職員を中心に、福祉部門だけでない幅広い部署の職員が何人か申し込みをして、受講しているというようなことを聞いております。議員がおっしゃるように、さまざまな場面で市の職員が手話を知っている、そして使えるということは、非常に望ましいことであるというふうに考えておりますので、今後もそういったところで市の職員も手話を知って、使えてっていうようなことになっていくように、担当部としてはそういった形で周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

手話講習会、先月、募集をしてて、開講式も始まったというふうに伺っておりますが、社協の方にお伺いすると、初級、中級、上級と3コースあるというふうに伺っております。なかなかやっぱり初級だと、当然手話講習会、手話を派遣してくださる方たちと同等のレベルでというふうにはとてもとてもいかないそうで、せっかく初級講座から受けた職員がいらっしゃるんであれば、当然その先は中級、上級と受けていただけるように、そのあたりはしっかりと情報として管理をしていただいて、継続してその方たちがよりスキルを上げて、聴覚障害者の皆様が本庁舎に来ていただいたときも、スムーズにしていただけるように、我が市としても取り組む必要があるというふうに思っておりますので、せっかく意識があって初級講座を受けていただいているんでしょうから、そういった方たちの人数も、少しでも毎年ふやしていただきたいということと、せっかく初級を受けたのですから、中級、上級としっかりとスキルを上げるということで、そういった道筋もつけていただきたいなというふうには思うのですが、そのあたり福祉部としての認識があれば教えていただけますでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) やはり職員が手話を身につけるというふうなことは、やはり非常に望ましいという ふうに考えております。ただ、なかなか、やはり仕事が終わってから自分の時間を使って行くということにな

ったり、仕事の状況によっては、どうしても決められた回数が通えなくなるといったような状況が出てきて、 その初級が終わって、中級や上級に進めないというような状況があったりするということも考えられますので、 そういったところも含めて、今後、市の職員が手話を知って使えるようになるといったところを、少しずつで も進めていけるように、担当部としては少しずつそういったところも、何とか市の全体の中で理解していただ けるようなことも含めて、進めてまいりたいというふうには考えております。 以上です。

- ○12番(蜂須賀千雅君) ぜひ、そのあたり意識を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。 先ほど教育委員会のほうで土曜授業のほうのお話をさせていただきましたが、その中で、やっぱり豊かな教育という部分では、小中学校における手話教育のそういった取り組みも一つ、やっぱりカリキュラムとしてやっていくことも、非常に豊かな教育という部分の意味で捉えれば、重要なことかなというふうに私も捉えておりますが、現状における小中学校における手話教育の現状と課題、今後の取り組みについて等、それから今のお話を聞いて東大和教育委員会のお考えがあれば、教えていただければというふうに思います。
- ○学校教育部参事(石井卓之君) 手話教育というのが、今現在は直接的には教育課程の中には位置づいておりません。ただ、今お話がございましたように、土曜授業を含め、総合的な学習の時間の福祉の時間で、各学校では手話に関する学びを進めているところでございます。特に今の前の教科書におきましては、小学校の手と心で読むという教材が掲載されておりました。これは点字や手話を取り扱うものでありまして、その単元の中で多くの小学校で手話にかかわる学習を進めていたところであります。ただ、今現在、教科書が変わっておりますが、それを踏まえて各学校では取り組んでいる学校もございます。それから中学校では、同じく福祉の時間を使いまして、アイマスク体験や車椅子体験、手話体験を実施している学校がございます。やはり障害を理解する、または障害者の方と接することを通して、やはりそれぞれの子供たちが学ぶということは、人権教育の基本だと捉えております。今後もやはり各学校におきまして、学校の教育課程や、それから児童の実態に応じまして、年間計画に基づいて進めていくことが重要だと考えております。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

以上でございます。

先ほどお話ししましたが、今参事からもお話ありましたとおり、もう少しですね、今も取り組んでいただいてるということは伺っておりますが、ぜひ豊かな教育には、この手話教育というものも十分それに位置づけられてしかるべきというふうに捉えております。こういった小学校、中学校の経験が、将来にわたって彼らの成長に大きな影響を与えるということもやっぱり多々ありますので、そういった充実したこの手話教育も含めた、ぜひこの手話教育を取り組んでいっていただければというふうに思っておりますので、そのあたりも教育委員会のほうで御検討いただき、前向きに検討していただければというふうに思っております。

あわせて、もう最後のほうになりますが、手話言語条例を制定して取り組んでいるという自治体もあるというふうに伺っておりますが、そのあたりの具体的な自治体と手話言語条例の趣旨を、幾つかわかっている範囲で教えていただければというふうに思います。

○障害福祉課長(小川則之君) 手話言語条例につきましては、昨年の10月に鳥取県で全国に先駆けて手話言語条例を制定しております。市町村レベルでは、北海道の新得町、それから同じく北海道の石狩市、それから三重県の松阪市で同様の条例が、ことしの4月からの施行ということでされております。徳島県でも、条例を検討しているというような状況というふうに伺っております。

この手話言語条例の趣旨ですけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、障害者権利条約の中で、手話は言語とするというふうな規定がされました。それを受けて障害者基本法も、障害者に保障するコミュニケーションとしての言語に手話を含むというふうな規定をしております。このようなことを受けて、自治体が手話の普及や手話を使いやすい環境を整備するということに努めるということを、主に規定したものでございます。以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

手話言語条例で、より具体的にはどのような施策を進めていくことになるのかを、ちょっと教えていただい てよろしいでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 県レベルと市町村のレベルとで若干違うかと思いますけれども、市の条例を定めました石狩市の例をとりますと、施策推進の方針として、市は3つ、大きく掲げております。1つが手話の普及啓発、2つ目に手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり、3番目に手話による意思疎通支援の拡充というようなことが掲げられております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

手話言語条例を先ほど課長のほうがお話しした自治体は制定したということでございますが、東大和市がそういう条例を制定するかどうかは、さまざまな障害のある方々もさまざまいますので、扶助費の関係、予算の関係等もありますので、制定するかどうかは、また一つ別の話として、ぜひこういった条例を制定した自治体を参考にして、市の行政の中に何か施策として取り入れることがあったら、ぜひ取り入れていただきたいというふうに、私のほうでこれは要望さしていただきたいというふうに思います。

現状、例えば金曜日に派遣の方が常駐しているということですけども、例えば金曜日以外に急に窓口に来た場合なんかは、対応できるように、先ほどお願いしたように、より職員研修をやっていただくとか、徹底して最低、各部に1人ぐらいは当然手話通訳ができる環境の整備というものを目標でやっていっていただきたい。それから団体の方にお話を伺うと、夜間緊急時の手話通訳者の確保であるとか、災害時の情報伝達手段の確立であるとか、こういったものにも配慮をしていただきたいと。条例でなくても、こういった部分を配慮していただきたいというふうに伺っておりますし、また手話通訳を市内の各職場へと配置する企業があったら、そういった環境整備についても自治体として応援できるような体制があったらな、本当にすばらしいなというふうには捉えております。

最後に、手話言語条例のような、例えば障害あるなしにかかわらず、同じ市民として共生していける社会をつくっていく施策が、私はとても大事なんでないかなというふうに感じておりますが、最後どのように、今後この分野に関して取り組みをしていかれるか、御答弁いただければというふうに思います。

○福祉部長(吉沢寿子君) 今後、市としてそういった障害のある方たちを含めた共生する社会をどのようにつくっていくかというようなことでございますけれども、平成24年に成立いたしました障害者の総合支援法の中の附則の中で、手話通訳等、行う者の派遣や、その他の情報バリアと言われる方たち、聴覚とか言語機能、音声機能、その他障害のための意思疎通を図ることに支障がある方たちへの支援のあり方なども、今後検討するということで国のほうも、そのような形で法の附則の中にうたわれております。そういったところの今後の国の動向等も踏まえながら、市といたしましては今年度策定いたします第3次東大和市障害者計画や第4期障害福祉計画の中におきましても、そういったともに生きる地域づくりというようなことで、障害者の方への理解

の促進を進め、さまざまな聴覚障害の方や視覚障害の方、その他さまざまな障害をお持ちの方に配慮した施策を推進するというようなことで、引き続きそれを重要な柱として計画の中に策定して、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

今部長のお話ありましたとおり、さまざまな障害に配慮した施策を推進していただくということで、重要な柱として取り組んでいきたいということでお話もありましたので、ぜひ条例のことはまた別になると思うんですが、条例がなくても団体の方々がとても住みやすい、そして自慢できる市だと言えるようなさまざまな、この手話通訳行政も含めて、ぜひこういったことをしっかりと目標に掲げて、今後とも取り組んでいっていただければというふうに思いますので、迅速な動きをしていただければというふうに思います。

最後、要望とさしていただきまして、私の一般質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。

○議長(尾崎信夫君) 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 開議

○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇根岸聡彦君

○議長(尾崎信夫君) 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

〇10番(根岸聡彦君) 議席番号10番、自由民主党・みんなの党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず1番といたしまして、東大和市の防犯について。

①市内の犯罪の発生状況について。

アといたしまして、過去からの推移と他市との比較による状況は。

イといたしまして、最近の犯罪の種類と傾向は。

ウといたしまして、現時点の防犯体制と重点施策、今後の取り組みは。

②として、高齢者を狙った振り込め詐欺について。

アといたしまして、市内の発生及び被害状況は。

イといたしまして、被害を未然に防ぐための取り組みは。

③として、ハーレー防犯パレードについて。

アといたしまして、開催の狙いと効果は。

イといたしまして、今後の展望は。

大きな2番ですが、東大和市の観光行政について伺います。

①として、観光に対するビジョンについて。

アといたしまして、観光を重点施策に掲げる理由は。

イといたしまして、市が描いている「観光」の姿は。

ウといたしまして、これまでの取り組みの成果と今後の方向性は。

②として、観光を推進するための施策について。

アといたしまして、市が考える観光資源の活用は。

イといたしまして、農・商・工業と連携する観光のあり方は。

そして3番目、市内の公園についてであります。

①として、公園の現状について。

アといたしまして、公園の利用状況は。

イといたしまして、公園内の設備の状況は。

②として、市内の公園の利用環境について。

アといたしまして、「憩いの場」としての利用環境は。

イといたしまして、「防災拠点」すなわち「避難所」としての利用環境は。

ウといたしまして、上記、ア、イ、両方ですが、上記を踏まえた現状の認識と今後の課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市内の犯罪の発生状況と他市との比較についてでありますが、東大和警察署によりますと、過去5年間の市内の刑法犯罪の発生件数では、年平均で約1,100件ほどであります。その中で、平成25年は938件でありました。この5年間で最低の発生件数と伺っております。また各市の犯罪発生件数を見ますと、市の人口や面積あるいは駅前の繁華街の有無などが影響してると思われます。詳細につきましては、担当参事から説明をいたします。

次に、最近の犯罪の種類と傾向についてでありますが、犯罪の主なものは侵入窃盗、車上狙い、振り込め詐欺、ひったくり、自転車窃盗、万引き、器物損壊などであります。

次に、傾向についてでありますが、犯罪件数が減少しているにもかかわらず、車上狙いが平成24年と平成25年を比較すると19件から24件と5件増加しております。また振り込め詐欺の件数も、平成25年と比較すると11件から23件と12件の増加となっております。

次に、防犯体制と重点施策及び今後の取り組みについてでありますが、当市におきましては青色回転灯パトロールカーによる子供の見守り活動、安全安心情報サービスによる不審者情報の提供を行うとともに、東大和市防犯協会との連携や地域の自主防犯団体の育成等にも努めております。今後の取り組みにつきましては、まず不審者の出現防止は東大和警察署にパトロールの強化等を引き続き要請してまいります。また防犯協会と連携して、地域に自主防犯団体の組織化を働きかけ、人の目の確保、地域協働意識の向上に努めてまいります。

次に、高齢者を狙った振り込め詐欺の被害状況についてでありますが、市内の振り込め詐欺の件数につきましては、平成24年が11件、平成25年が23件と12件増加しております。また被害状況につきましては、平成24年が約1,400万円で、平成25年が約8,300万円となっております。

次に、被害を未然に防ぐための取り組みについてでありますが、市では東大和警察署等と連携して、東大和 地区地域安全市民のつどい等において、振り込め詐欺撲滅キャンペーンを実施し、市民の皆様に被害防止の啓 発を行っております。また東大和警察署が、管内の金融機関38店舗に対する振り込め詐欺未然防止通報を実施 しております。その結果、平成25年は約7,900万円余り、20件の未然防止の成果を得たと伺っております。

次に、ハーレー防犯パレードの狙いと効果についてでありますが、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりのために、全国地域安全運動の一環として、東大和地区地域安全市民のつどいとあわせて防犯パレードが実施されているものであります。効果につきましては、パレードすることにより、市民の防犯に対する関心を高め、地域安全運動期間中であることがアピールされ、また不審者の出現防止を図る効果もあると考えております。

次に、今後の展望についてでありますが、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりのために、東大和 地区地域安全市民のつどいとあわせて、今後も防犯パレードの実施等、東大和警察署に要請してまいります。

次に、観光を重点施策にあげる理由についてでありますが、長期にわたる景気の低迷などにより、まちの活性化が望まれる中、観光を活用して市民生活が豊かになる産業の振興を図るとともに、当市の魅力の再発見や新しいつながりによる元気でにぎわいのあるまちづくりが必要と考えております。

次に、市が描いている観光の姿についてでありますが、さまざまな資源を活用し、魅力的なまちづくりに取り組み、まちににぎわいがあふれることを目標としております。そのため市では産業振興基本計画のキーワードとして観光を掲げ、農業、工業、商業との連携、観光資源の発掘や創出及び観光情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、これまでの取り組みの成果と今後の方向性についてでありますが、当市の観光推進においては、東大和市の知名度の向上と観光資源の発掘や創出を図ることが必要であると考えております。グルメコンテストに代表されるさまざまな観光事業は、こうした当市の知名度や魅力向上を図るものでありまして、メディアにも取り上げられ、市外からも来訪者があり、成果を上げたところであります。今後は当市の魅力を活用した観光商品の開発や、観光を活用した農業、商業、工業の発展を目標とし、元気でにぎわいのあるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、市が考える観光資源の活用についてでありますが、当市は多摩湖や狭山丘陵などの美しい自然に恵まれ、また郷土祭りなどのイベントも実施していることから、これらを魅力的な観光資源と捉え、新たな視点のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、農業、商業、工業と連携する観光のあり方についてでありますが、当市には柱となる地場産業が存在していないため、市内で生産されるものに付加価値を付与した商品の創出が重要であります。一方、観光は市内外に対し、積極的なPR活動を実施していくことで集客に貢献することができます。このようなことから、観光と農業、商業、工業が連携することにより相乗効果が生まれ、さらなる産業の発展につながるものと考えております。

次に、公園の利用状況についてでありますが、平日の午前中は未就学のお子さんと保護者や高齢者の方々が、 午後は下校後の小学生が多く利用している状況であります。また自治会活動の場所や東大和元気ゆうゆう体操 の会場として、地域の方々のコミュニティー活動の場としても利用されております。

次に、公園内の設備の状況についてでありますが、遊具の老朽化や樹木の老化が進んでいる状況であります。 遊具等につきましては、安全を第一に修繕を実施しているところであります。また新しい公園におきましては、 健康遊具の導入など幅広い世代で利用できる工夫を行っているところであります。

次に、憩いの場としての利用環境についてでありますが、市内の公園は100平方メートル程度から4,000平方

メートルを超えるものまであり、それぞれ遊具の設置や樹木の種類など趣が異なったものとなっております。 自宅近くの公園も含め、地域コミュニティーの拠点など、利用される方の目的に沿って楽しんでいただけるよう整備に努めてまいります。

次に、避難所としての利用環境についてでありますが、市内の公園で一時避難所として指定していますのは 3 カ所であります。このうち広域避難所も兼ねている公園は、上仲原公園と都立東大和南公園であります。上 仲原公園につきましては、平成26年度、災害対策用のマンホールトイレの整備を予定しております。また都立 東大和南公園は、防災公園として災害時にはヘリポートとしても利用できる公園となっております。

次に、公園の現状認識と今後の課題についてでありますが、多くの公園が開園後25年以上を経過しており、 安全性の面から公園施設の修繕、更新が必要であると考えております。平成26年度においては、公園施設長寿 命化計画をまとめ、計画的に遊具の更新等を実施してまいりたいと考えております。また避難所に指定されて いない公園につきましても、地域の状況を勘案し、災害時の避難者のための災害対策用マンホールトイレの整 備が重要であると考えております。

以上であります。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○総務部参事(鈴木俊雄君) それでは、市内の過去5年間の犯罪発生状況の推移について御説明申し上げます。 犯罪の発生件数の推移でございますが、平成21年が1,197件、平成22年が1,134件、平成22年が1,220件、平成24年が1,068件、平成25年が938件でございました。

次に、犯罪の発生状況の近隣市との比較についてでございますが、近隣4市である立川市、小平市、東村山市、武蔵村山市の平成25年の犯罪発生件数を比較しますと、東大和市は938件で26市の順位でいいますと、多いほうから18位です。立川市が2,678件で3位でございます。小平市は1,831件で8位でございます。東村山市は1,252件で13位でございます。また武蔵村山市は881件で20位という状況でございます。

以上です。

〇10番(根岸聡彦君) ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

大項目の順番で行っていきますが、その中の中項目、小項目につきましては、順不同となる場合があります ので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

まず、東大和市の防犯についてであります。

刑法犯罪の発生状況について御答弁をいただき、平成25年が938件のことでした。件数的には多少の増減はあるものの、年々減少傾向にあるような感じですが、他の自治体も同様の状況なのでしょうか。また東京都全体、あるいは全国レベルで見た場合、どのようになっておりますでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 刑法犯の発生状況でございますが、先ほど申し上げました近隣4市の犯罪発生状況におきましても、おおむね年々減少傾向にございます。また、東京都全体におきましても減少傾向にございます。こちらにつきましては、平成21年の総認知件数でございますが、20万5,708件でございます。また、22年が19万5,907件でございます。また、23年が18万6,432件でございます。平成24年が17万2,385件となってございます。25年につきましては、統計がまだ集計してございませんので、21年から24年の4年間におきまして3万3,323件、16.2%の減少となってございます。また全国レベルで見てみますと、平成21年が170万3,044件でございます。平成22年が158万5,856件、平成23年が148万760件、平成24年が138万2,121件となってございま

す。こちらも平成21年から24年の4年間でございますが、32万923件と18.8%の減少ということになってございます。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

それでは、市内で発生している犯罪に関しまして、その検挙率、あるいは検挙件数というものは把握されて おりますでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 検挙件数の件でございますが、総件数に対する検挙件数につきましては把握してございませんが、振り込み詐欺につきましては、先ほど市長から御答弁いただきましたが、平成24年と25年を比較しますと、11件から23件と12件増加してございます。こちらの検挙件数につきましては、24年、25年につきましては1件、2件というふうな形で検挙件数が上がってございます。パーセントで申し上げますと、9.1%と8.7%の検挙率となってございます。

〇10番(根岸聡彦君) わかりました。

この東大和市の防犯につきましては、2年前にも一度、一般質問で取り上げさせていただいております。その際に、他の自治体で取り組んでいる犯罪の発生を抑える活動についてお伺いした際に、平成18年から4年連続で都内ワーストワンであった足立区の取り組み事例を御紹介いただきました。そのときの御答弁では、地元警察と区で治安再生事業の推進に関する覚書というのを締結し、さらに治安再生アクションプログラムというものを策定して取り組んでいる。その具体的な活動は2つの柱があり、1つはビューティフル・ウィンドウズ活動で、駅前クリーンアップや防犯専門アドバイザーによるまちの防犯診断、シャッターアートということでのまちの美化、そして地域防犯ボランティアのパトロールというようなこと。そして、もう一つの柱が非行少年を生まない社会づくりということで、中学生による美化運動、出前型相談所の開設、あと少年を地域で見守る機運をつくるということで、企業に対する情報発信活動などをやっているとのことでした。

これらを参考にしながら、東大和市で取り入れられるものは、今後、東大和警察と相談しながら取り組んでいきたいという御答弁をいただいておりましたが、この2年間でどのような検討がなされ、どのような進展があったのでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) この2年間の検討と進展についてでございますが、全市的に取り組むことを主眼としまして、平成24年3月に市民の安全のための指針を東大和市生活安全協議会におきまして策定いたしました。こちらの目的でございます市民の身体及び財産を犯罪から守るための活動の促進と環境の整備を、市、市民、事業者、関係団体におきまして具体的に推進するためのあるべき方針を示すために策定したものでございます。指針に基づきまして、取り組み事項としましては、市役所の関係16課及び東大和警察署の合計17部署が、それぞれの実施内容に基づきまして実施しているものでございます。また平成25年5月、東大和警察署と東大和市及び武蔵村山市が暴力団排除活動の推進に関する覚書を締結いたしました。さらに平成25年9月でございますが、東大和市行政対象暴力対応マニュアルを全面改定をいたしたところでございます。

以上でございます。

〇10番(根岸聡彦君) 防犯というのは、「犯罪を防ぐ」と書くわけですが、その最も効果的なものは犯罪を 起こさせない社会づくりにあるというふうに考えております。市民の安全のための指針の中にも、犯罪の起き にくいまちづくりという記載があります。この犯罪の起きにくいまちづくりに関して、市は具体的にどのよう な取り組みを進めてこられたのでしょうか。また、今後どのように取り組んでいこうとお考えでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 犯罪の起きにくいまちづくりに関しての市の取り組みでございますが、市の関係各課が、それぞれ公共施設の安全点検を初め、通学路及び公園等の防犯対策の実施をしてございます。公共施設や保育園の防犯対策としまして、さすまたの設置、また防災行政無線による子供見守り放送の実施、庁用車への防犯ステッカーの張りつけ等、市報及びホームページに防犯基準を掲載してございます。不審者情報を電子メールで配信すること、また防犯パトロールの実施をしてございます。公衆トイレの環境整備、こども広場等、公園の安全管理、また街路樹の管理でございます。樹木の剪定とか雑草の除去、防犯看板の設置、歩行者の安全のための歩道の段差改良工事を実施してございます。また、警察署や防犯被害者支援センターから送付されてございますポスターやチラシの掲示を行いました。今後につきましても、引き続き実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

先ほどの質問の中で、非行少年を生まない社会づくり、中学生による美化運動といった点を例として挙げさせていただきましたが、市内の中学校でそのような取り組みを行っている事例はありますでしょうか。もしあるのであれば、具体的にどのような形で、どのような取り組みを行っているのでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 中学生の美化活動についてでございますが、昨年の9月、10月、環境浄化活動の一環としまして、落書き消し活動を実施いたしました。また上仲原公園の壁画を作成をしまして、第六小学校と第三中学校の児童・生徒さんと一緒に実施をしたところでございます。犯罪を起こさない美しいまちづくりに努めたということでございます。

以上です。

- ○10番(根岸聡彦君) 防犯意識を高めるために、小中学校の美術の時間に犯罪防止や非行防止のポスターを作成したり、国語の時間や、あるいは夏休み、冬休みの宿題といった形で、同様の防犯に関する川柳をつくってもらい、優秀な作品には賞を贈るというような、これは例えばの話になりますけども、そういった取り組みということについてのお考えはないでしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 犯罪防止や非行防止のポスターの作成の件でございますが、現在、東大和警察署の防犯係で夏休み等におきまして小中学校に作成を依頼しまして、犯罪防止の意識啓発を図っているところと伺っております。また市教育委員会におきましては、毎年11月のあいさつ運動のポスター作成につきまして、標語を小学生に、またデザインにつきましては中学生といったところで、ポスターの作成を実施していると伺ってございます。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

防犯体制の重点施策に関しまして、防犯協会との連携や地域の自主防犯団体の育成に努めているという御答 弁があったと思います。防犯協会との連携とは、具体的に何をどのように連携し、どのような形をつくってい こうとしているのでしょうか。また自主防犯団体の育成について、現在どの地域でどの程度の規模の団体が育 成されているのでしょうか。その具体的な取り組み内容等、教えていただければと思います。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 防犯協会との連携でございますが、現在、市といたしましては防犯協会に補助金を支出しております。また市職員の防犯担当につきましては、1名おりますが、1人で何から何まで行うとい

うことは到底できません。具体的には、地域安全キャンペーンの実施や環境浄化活動、防犯子供の映画会の開催、防犯パトロール、ひったくりキャンペーン、また落書き消し活動、防犯講習会、防犯看板の設置等、自主 防犯団体の育成等を連携して実施しているところでございます。

また自主防犯団体の育成でありますが、どこの地域にどの程度の規模かということでございますが、現在、 奈良橋地域におきまして20人規模の自主防犯団体が結成できそうな状況となってございます。これも防犯協会 との連携によるものでございます。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

不審者に関してですが、不審者の出現につきまして、東大和市安全情報サービスから不審者情報のメールが届きますが、現在そのメールを登録されている方々というのは何名いらっしゃるのでしょうか。また、現在登録されていらっしゃらない方々への登録の呼びかけ、あるいはPRに関してどのような取り組みをされているのでしょうか。

〇総務部参事(鈴木俊雄君) 東大和市安全安心情報サービスの登録者数でございますが、平成26年3月31日現在の登録者数は8,179人でございます。昨年の3月末と比較しますと603人増加してございます。

また未登録者の市民の方へのPRでございますが、市報やホームページ、また市役所の窓口で、チラシの配布により登録を呼びかけております。

以上でございます。

- ○10番(根岸聡彦君) 不審者情報、変質者情報で市民に注意を呼びかける場合に、早急に情報が提供される必要があると思いますが、例えばきのうどこそこの地域で不審者が目撃されましたという情報を流しても遅いわけで、タイムリーな情報提供が不可欠になってくると思います。メールを登録していない人たち、あるいはそういった環境にない方々への情報提供は、どのようになされておりますでしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 東大和市安全安心情報サービスの登録をしていない人たちへの情報提供でございますが、防災行政無線によりまして不審者情報や変質者情報の放送をしております。また、子供の見守り活動としての青色回転灯パトロールカーによる市内の巡回も実施してございます。防犯上問題のある地域への重点パトロールを実施しているところでございます。

以上です。

- **〇10番(根岸聡彦君)** 不審者、変質者対策につきましては、やはり人の目の確保ということが非常に重要になってくると考えますが、市として現実に取り組んでいることは何でしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 人の目の確保としての現実に取り組んでいることでございますが、人の目の確保とは、監視性の確保であります。青色回転灯パトロールカーによる市内の巡回及び犯罪企図者の接近防止にもなると、大変成果を上げてるというふうに認識しております。
 以上です。
- ○10番(根岸聡彦君) 高齢者を狙った振り込め詐欺につきまして、平成24年と25年を比較した場合、件数で 11件から23件と倍増、被害金額につきましては約1,400万円から8,300万円と約6倍にはね上がっております。 市では、地域安全市民のつどい等において振り込め詐欺撲滅キャンペーンを実施し、市民に被害防止の啓発を 行っているとの御答弁だったと思いますが、この状況について市はどのように認識をされておりますでしょう か。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 高齢者の振り込め詐欺の件数と被害金額の認識でございますが、高齢者を狙った振り込め詐欺は年々巧妙になってきてございます。これだけマスコミで報道されているにもかかわらず、被害件数と犯罪金額が倍増してるということにつきましては、大変憂慮すべき事態であるというふうに認識しております。

以上です。

- ○10番(根岸聡彦君) こういった振り込め詐欺、最近では還付金詐欺ですとか、個人情報の聞き出しをたくらんだといった、そういったメールが安全情報サービスのほうから送信されてきますけれども、高齢者の方々でメールを登録している方、またそういった媒体を利用されている方は、非常に少ないのではないかと推測いたします。先ほどの不審者情報と同様に、メールを見る環境にない、特に高齢者の方々になると思いますが、そういう方に対する周知というのはどのように行っておりますでしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) メールを見ない環境にある方々に対する周知でございますが、市では市報や地域 安全市民の集い、また防犯座談会、各種の防犯キャンペーン会場におきましてチラシの配布をし、周知に努め ております。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

いろいろな形で周知をされているという御答弁をいただきましたが、至るところで視覚に訴える案内として、さまざまな場所でポスターが張られていると認識しております。ポスターやチラシを見て、そのときはなるほどと思っても、やはり家に帰ると忘れてしまいがちになってしまうのが現状だと思います。先ほどの防犯のときの質問と重複してしまうような内容になりますが、例えば小中学校で振り込め詐欺撲滅のポスターを作成してもらい、それをコンパクトな冊子に編集して、例えば長寿の祝いのときに来庁された方々にお土産として渡すとか、高齢者の方々に振り込め詐欺に関する川柳をつくってもらって、それを披露し合う場所などを提供するといった市民参加型の防犯イベント、そこまでいかないにしても、それに類似したものを企画するといったことがあるというのであれば、そのときの状況や成果はどうだったのかも、あわせて教えていただければと思います。

- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 御提案の小中学生に振り込め詐欺撲滅のポスター作成や、高齢者の方々に川柳を作成していただくことでありますが、過去に実施したことはございませんが、視覚に訴えるさまざまな取り組みにつきましては、今後研究させていただきたいと考えております。
 - 以上です。
- ○10番(根岸聡彦君) ぜひ、よろしくお願いいたします。

東大和市内の振り込め詐欺発生をゼロにするためには、そういった詐欺集団に対して、東大和市で詐欺行為 を働くことは無意味であると認識させる必要があると考えるのですが、そのための取り組みとして今、市とし てできることは何でしょうか。また、今後どのような取り組みが必要であるとお考えでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 市内の振り込め詐欺発生をゼロにするための取り組みについてでございますが、 簡単な方法としましては、振り込め詐欺の容疑者につきましては、携帯電話で巧みな手口で対応してくるとい うことでございます。そうすること、またすぐ電話に出ないということが一番ではないかというふうに考えま す。出ないということは、まず留守番電話にしておくことが必要であるかなというふうに思います。必要があ れば、前もって家族の方に知らせてある電話で後日確認をすれば済むことであります。留守番電話作戦なるも のを普及させることが、詐欺発生ゼロに近づける道ではないかというふうに考えてございます。 以上です。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

それでは、次のハーレーの防犯パレードに移ります。

ハーレーの防犯パレードについて、全国地域安全運動の一環として実施しているとの御答弁でしたが、どのような経緯でハーレーのパレードが始まったのでしょうか。

- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりのために、全国地域安全運動の一環としまして、数年前から東大和地区安全市民のつどいとあわせまして防犯パレードを実施しているものでございます。ハーレーダビッドソン防犯パトロール隊によります市内の防犯広報パレードにつきましては、市の防犯に対する関心を高め、地域安全運動期間中であることもアピールすることができます。また、不審者の出現防止を図る効果もございますことから始まったものと聞いてございます。
 以上です。
- ○10番(根岸聡彦君) ハーレーのパレードがあるということは、市報の中で案内されております。20台を超えるハーレーダビッドソンが編隊を組んで行進するという光景というのは、なかなか見れるものではないですし、非常に勇壮な景観になるというふうに思っておりますが、もっともっとこういったことは市民の方々に周知すべきというふうに考えております。このことについて、市としての御見解はいかがでしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) ハーレーのパレードは、先ほど申し上げましたが、東大和地区地域安全市民のつどいとあわせまして防犯パレードを実施してるものでございます。市報では、紙面の都合によりまして、これ以上、PRは難しいと考えますが、例えば東大和地区防犯協会のポスターであるとか、その他、周知の方法等を研究してまいりたいと考えてございます。
 以上です。
- ○10番(根岸聡彦君) このパレードの効果について、市民の防犯に対する関心を高め、地域安全運動期間中であることをアピールできるとの答弁がありましたが、市はこのパレードに関しましてはどの程度関与しているのでしょうか。また現時点の関与の仕方というものは十分なのか、あるいは不十分であると考えているのか。もし不十分であるなら、今後どのように関与していくのが望ましいのか、何かお考えをお持ちであるならばお伺いしたいと思います。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) パレードに対する市の関与についてでございますが、東大和地区地域安全市民のつどいとあわせまして防犯パレードを実施してるものでございます。主催は東大和警察署、東大和地区防犯協会であります。武蔵村山市、東大和市は後援としてかかわってございます。
 以上です。
- ○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

先ほど市民への周知ということで質問させていただきましたが、武蔵村山市のホームページを見ますと、市長のフォトダイアリーというところ、平成26年3月のページに写真入りで掲載されていたのですが、東大和市のホームページでは市長の公務日誌の中で一言、「ハーレーダビッドソン防犯パレード」と書かれてあっただけなんですが、この防犯パレードに対する行政側の意識というのはどうなんでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 防犯パレードに対する行政側の意識でございますが、東大和市としましては、防犯パレードに対する取り扱いについては、他の各事業と同様の扱いとして何ら変わることがないと認識してご

ざいます。

以上です。

- **〇10番(根岸聡彦君)** このパレードの開催に当たっての費用というのは、どこがどのように負担されている のでしょうか。東大和市、武蔵村山市、それぞれ市で負担があるのかないのか、あるとすればどの程度の負担 をしているのか、何らかの補助をしているのかどうかにつきましてお伺いしたいと思います。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) パレード開催に当たりましての費用でございますが、先ほど申し上げましたとおり主催が東大和警察署、東大和地区防犯協会でございます。市からの負担はしておりません。しかし、東大和地区防犯協会には補助金として、平成25年度でありますが67万8,000円を支出しております。
 以上です。
- ○10番(根岸聡彦君) 今後も、このパレードについては警察署に要請していかれると思うのですが、現在のそのパレードというのは、武蔵村山市のイオンモールで出陣式を行い、東大和市駅で激励式を行った後、青梅街道から新青梅を通って東大和警察署前で解散という形になっております。常に武蔵村山市がイニシアチブをとって、東大和市がそこにフォローしているような、そんな感じが否めないのが実情なんですが、以前は東大和市役所の北側駐車場で出陣式を行ったこともあるというふうに伺っております。市役所でも、東大和市駅でも結構ですので、例えば東大和市内で出陣式を行うといったような、そういう働きかけというのはできないでしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 東大和市内での出陣式を開催する件でございますが、今後、市内で出陣式が開催できるように、東大和警察署に働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。
 以上です。
- ○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

前回、防犯について質問させていただいた際に、当市における自主防犯団体の輝かしい実績について認識を させていただきました。行政と団体との連携が、非常に市民協働のお手本になるものであると拝察しておりま す。今後もこの連携について強化をされていくということですので、ぜひ犯罪件数ゼロのまち東大和を目指し ていただきたいと思います。そういったことを期待して、最初の質問を終わらせていただきます。

2番目の東大和市の観光行政について伺います。

「観光」という言葉についてですが、観光政策審議会の今後の観光政策の基本的な方向についてでは、観光の定義を余暇の時間の中で日常生活圏を離れて行うさまざまな活動であって、触れ合い、学ぶ、遊ぶということを目的とするものとし、時間、場所・空間、目的の3つの面から規定しています。さらに21世紀初頭における観光振興方策についてによりますと、いわゆる観光の定義については、単なる余暇活動一環としてのみ捉えられるものではなく、より広く捉えるべきであるとしています。このことを踏まえて、東大和市の観光というものをどのように定義されますでしょうか。

〇市民部長(関田守男君) 観光というところでの定義でございますけども、特に定めてはございません。当市の産業振興における観光の捉え方について御説明させていただきますと、まず地域に根差した生活、文化、そして人そのものを当市の魅力的な観光資源と、そういうふうに捉えてございます。そして新たな視点で地域の魅力を創造し、市民協働による観光事業を推進することによりまして、地域の活性化をさせ、産業振興に結びつけるということを目標としてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

先ほどの市長答弁の中で、観光を活用して市民生活が豊かになる産業の振興を図るというふうにおっしゃっていたと思いますが、観光というものを活用して産業の振興を図り、それによって市民生活が豊かになる、これが今、市の描いている一番大まかな漠然としたビジョンであると考えるわけです。そこから一歩進めて産業の振興を図ること、市民生活を豊かなものにすることというのは、行政として課せられた使命であり、義務であるとも思うのですが、観光を活用してということで、具体的にどのような事業展開をすることで、産業の振興に結びつけていこうとしているのでしょうか。

- ○市民部長(関田守男君) 観光を活用した事業ということでございますけれども、現在、グルメキャラクター、うまべえを活用した商品開発、販売が進んでございます。話題にもなり始めてございます。今後につきましては、業種間の交流を積極的に進めることによりまして、この地産品のブランドを構築することでありますとか、あるいはこの地産品を活用した特産品の開発を目指していきたいというふうに考えてございます。具体的な取り組みについては、今後検討中であるということでございます。
- ○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

多くの来訪者によってまちがにぎわうこと、これが観光行政の目指す到達点であるというふうに思うのですが、多くの方々、市外から東大和市を訪れていただくための必要な条件は何であるとお考えでしょうか。

○市民部長(関田守男君) 多くの方が訪れていただく必要な条件ということでございますけれども、1つは、まず観光の振興のための基盤整備、これが必要であると思います。同時に観光資源の発掘を行い、魅力を広く発信するということが重要であると考えてございます。

以上でございます。

以上でございます。

- ○10番(根岸聡彦君) 今、観光資源の発掘が重要であるという御答弁をいただきました。市長も常々、観光 資源の発掘という言葉を口に出されております。今回の市長答弁の中にも、観光資源の発掘、創出を図ってい くということの重要性が述べられていたと思いますが、例えばそのうまかんべぇ~祭において、地元のグルメ メニューをつくり出すということは、その一つであると先ほど部長のほうからも御答弁いただきましたが、そ れ以外に現在市として取り組んでおられる観光資源の発掘作業というものは、どのようなことが挙げられます でしょうか。
- ○市民部副参事(小川 泉君) うまかんべぇ~祭以外で発掘作業として取り組む事業といたしましては、東大和市まちフォトコンテストを実施しております。このコンテストは、地域住民と来訪者の異なる2つの目線で東大和市の魅力を再発見し、それらを発信することで地域社会の活性化を目指しております。
- **〇10番(根岸聡彦君)** ありがとうございます。

観光という名目で、他の地域から東大和市を訪れていただく、そのためにはやはりそれなりの魅力を持ったものを用意する必要があるのではないかと考えるわけですが、今あるものに付加価値をつけることで、十分観光資源となり得るものがたくさんあると思います。この付加価値というものについて、市はどのようにお考えになるでしょうか。

○市民部副参事(小川 泉君) ただいまの御質問が出た、付加価値についてでございますが、1つにはうまべ えクッキーがございます。これはうまかんべぇ~祭から生まれたグルメキャラクター、うまべぇの金型でクッ キーやサブレをつくり、販売することにより、従前からあるクッキーに付加価値が生まれた事例でございます。 現在多くの消費者にも認知されるようになってきております。このうまべぇクッキーの例のように、商品に付加価値をつけることはとても有効かつ重要な取り組みと考えております。さらにスイーツウォーキング事業におきましても、うまべぇクッキーの販売が好調であります。

以上でございます。

- ○10番(根岸聡彦君) 観光資源というものは、発掘しただけでは何の役にも立たないと思います。資源の発掘から観光事業として成り立たせていくまでの作業工程として、行政サイドで考えているプロセス、このことに関してもしお考えがあれば、一例を挙げて御説明いただけますでしょうか。
- ○市民部副参事(小川 泉君) 行政サイドで考えているプロセスについてでありますが、一例といたしましてはスイーツウォーキング事業を取り上げて内容を説明させていただきます。

まず事業の計画に際しましては、地域事業者による実行委員会にて検討を行うとともに連携を図ります。この連携によりまして、提供品の地域内調達率を高め、さらには域内調達率の高い商品の購買率を高めます。地域に流通させるだけではなく、新たな商品開発につなげたいと考えております。また市内外の参加者に対しましては、魅力ある提供品をPRする機会になると同時に、新規顧客の獲得とリピーターの育成、市内回遊や滞在時間の増加による消費金額の拡大、消費行動への動機づけに結びつくと考えております。観光を推進する上では、このようなプロセスが重要であると考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

観光資源の創出という点に関して、市外から人に来ていただくためには、イベントであれ、食品であれ、特産品であれ、これは東大和市でなければ見れない、買えない、食べれないといったものをつくり出していく必要があるのではないかと考えております。奇をてらうものである必要はないと思いますが、先ほども申し上げましたけれども、今あるものに何らかの付加価値をつける。そのための知恵を広く市民から提供してもらう、あるいは東大和市を訪れた人たちから教えてもらうことも可能であり、非常に重要なことであると考えるわけですが、そういった取り組みについて市はどのようにお考えでしょうか。また具体的に何かアイデアをお持ちであれば、あわせて教えていただければと思います。

○市民部副参事(小川 泉君) 御提案いただきました知識や情報の収集方法につきましては、大変有意義なことと認識しております。具体的な案は今現在持ち合わせてございませんが、今後どういった取り組み方が効果的かという点につきまして調査、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

- **〇10番(根岸聡彦君)** 観光資源という観点で考えた場合ですが、先ほど防犯のところで質問させていただきましたハーレーダビッドソンによる防犯パレード、これも定期的に開催されているものであり、十分観光資源となり得るのではないかと考える次第ですが、市としての御見解はいかがでしょうか。
- **○産業振興課長(乙幡正喜君)** ハーレーの防犯パトロールを観光資源としての活用でございますが、PR効果が非常に高いものでないかと思います。観光事業の担当といたしましては、パレードの開催時期や場所といった内容等を、状況を把握して努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇10番(根岸聡彦君) 東大和市に今あるもので、少し工夫をすれば十分観光資源となり得るものといった場合に、どのようなものが考えられるでしょうか。幾つか事例を挙げていただけたらと思います。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 少しの工夫によりまして、観光資源となり得るものでございますが、地産品では狭山茶があると思います。自然環境では、多摩湖や狭山緑地、野火止などが考えられます。また施設では、平成25年度末にリニューアルいたしましたプラネタリウムのほか旧日立航空機変電所、(仮称)東大和郷土美術園が挙げられてございます。

以上でございます。

〇10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。ぜひ、そういったものを活用していただきたいというふうに思います。

今御答弁の中にありました東大和市の特産品、お茶が挙げられると思いますが、このお茶をコンセプトにしたさまざまな食品の開拓、例えばお茶のワイン、お茶のサイダー、お茶のケーキ、お茶のパスタなどなど、そういったものに関するアイデアを広く市民から募り、複数の店舗あるいは団体にその製品化を、例えばお茶に特化したものという形で製品化を競わせるような取り組みということは、今後考えられないでしょうか。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 商品化の取り組みにつきましては重要であると考えてございます。今後、市、 事業者、経済関係団体及び市民の方が一体となって取り組めるような手法について、商工会等と連携しながら 研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 以前に産業振興について質問をさせていただいた際に、観光地でない東大和市における観光の姿をどのように描いているかという質問に対し、現在の観光は従来の体験型から参加型に変化している状況であり、その中で行政と市民が一緒になってつくり上げていくもので、行政が主体となるだけではうまくいかないと考えている。地域の方々が主体となり、まちおこしをしている地域が成功をおさめている事例がある。そこでは行政が表には出てこないが、裏方となってしっかりバックアップをしている。行政が表に出ることなく、市民と協働のもと、地域社会の活性化を目指しているという御答弁がありました。

後から考えると、市が描いている姿というよりも、そういうやり方をしているところがあるという説明で終わっていたのかなという感じがするのですが、このやり方について観光行政を進めていく上で、市はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

- ○市民部長(関田守男君) 観光行政の推進ということでの必要性でございますけども、まず人材育成や基盤整備、これらは行政が主体的に役割を担う必要があるというふうに考えてございます。一方で、観光資源の発掘でありますとか創出、こうしたソフト面におきましては広く市民の方々の力が必要であると、こういう認識でございます。また観光イベントなども、市民の方々が自主的かつ主体的に行えるような基盤づくりをすることが、行政の役割であるというふうに考えております。
- ○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

市民協働の観点に立って広くアイデアを募り、行政は裏方としてそのコーディネートをするというやり方が 重要であるという御答弁をいただいたものと理解いたしました。今後の観光行政を進めていく上での方向性と いうものは、そういった形でいかれるということでよろしいでしょうか。再度、確認をさせていただきます。

- **〇市民部長(関田守男君)** 民間の力を活用するということは、これは非常に有効な手段の一つでございます。 そうした方向に進んでいくのが望ましいというふうに考えてございます。
- **〇10番(根岸聡彦君)** 農・商・工業と連携した観光のあり方に関しても、資源の活用と同様に、市民のみならず市外の方々からも意見を求め、それを集約し、その中でできることとできないことの仕分けをし、できる

ことから着手してみるというやり方があると思います。こういった点について、この農・商・工業との連携の 仕方、その情報のとり方、アイデアの募り方等々についての市のお考えをお聞かせください。

○市民部長(関田守男君) 総括的に非常に難しい問題ではあると思いますけども、当市におきましては東大和市産業振興基本条例に基づきまして、産業振興基本計画を策定してございます。この計画の進捗状況につきましては、産業振興連絡調整会議を持ちまして、ここでいろんな意見を出し合ってると。こうした中で、産業について、まあ観光についても、問題点あるいは課題の共有を行いまして、各関係機関との調整を行ってございます。メンバーは、市内の関係事業者団体、公募市民等で行っておりますので、当面はこの会議においてPDCAサイクルによりまして評価をしたいと思ってございますが、御提案のあった内容についても、こうした会議において検討できればと、そのように思っております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございました。

観光を一つの事業として成り立たせていくためには、やはり数多くの試行錯誤を重ねながら一歩一歩前進していくことが大切ではないかと考えております。市民協働のもと観光事業を推進していくという考えは、すばらしいものであると思いますが、まずは行政がその方向性を明確にして、広く市民からの意見や要望を集約し、その事業が結果として産業振興につながっていけたらというふうに思っております。これは一朝一夕に成就するものではありませんが、一つ一つ地道に事業展開をしながら柔軟な発想で東大和市の魅力を創造し、発信し続けていただくことを期待して2つ目の質問を終了いたします。

○議長(尾崎信夫君) ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 開議

- ○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 〇総務部参事(鈴木俊雄君) 先ほどの防犯の答弁の中で、5年間の犯罪発生状況で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

平成22年を2回申し上げましたが、2回目のほうが「平成23年」でございます。平成23年、1,220件でありますので、おわびして訂正させていただきます。

申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

○10番(根岸聡彦君) それでは、3番目の質問に移らさせていただきます。

市内の公園についてであります。

まず市内の公園というのは、全部で何カ所あるんでしょうか。

- ○環境課長(関田孝志君) 平成26年4月1日現在でございますが、市が管理しております公園、緑地は94カ所となります。そのほかこども広場が18カ所、そのほかに都立公園ということになってございます。
 以上です。
- **〇10番(根岸聡彦君)** その中で、今の御答弁の中でこども広場、公園、緑地というふうに定義が分かれていると思うのですが、その基準は何でしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 国土交通省の都市計画運用指針、こちらにおいて公園を、主に自然環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難所等に供することを目的と

する公共空地であるとしております。一方、広場につきましては、主として歩行者等の休息、観賞、交流等に供することを目的とする公共空間であるということでございます。定義上は、両者とも大きな違いはございません。市といたしましては、公園、緑地の基準は東大和市都市公園条例、こども広場の基準につきましては東大和市遊び場条例、それぞれ定めてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

それぞれの種類ごとについてですが、利用に関する制限というものは設けられているのでしょうか。もし設けられているんであれば、それはどのようなものなのでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 公園、緑地につきましては、東大和市都市公園条例第6条というところにおいて、一般的な禁止事項を示してございます。例えて申しますと、破壊ですとか汚損ですね、そのほかごみを捨てるなというような中身でございます。なお、こども広場につきましては、東大和市遊び場条例第4条において、市長が管理上その他の必要が生じたときには、遊び場の使用を制限することができると、このように記載されております。

以上でございます。

- ○10番(根岸聡彦君) 公園の利用状況につきましては、午後は下校後の小学生が多く利用されていると思いますが、これは特に主に町なかの公園についてだと思うんですが、公園のその利用方法、公園での遊び方というのは、年齢とともに変化してくるというふうに考えておりますが、町なかにある公園を遊び場として考えたときに、どういった年代の方々が対象になるというふうにお考えでしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 午後の早い時間におきましては、主に小学校の3・4年生かなと。遅い時間につきますと、中学生が主な利用になろうかと思われます。

以上でございます。

- **〇10番(根岸聡彦君)** 公園内の設備に関しまして、遊具や樹木の老化が進んでいるという御答弁があったと 思いますが、遊具の一般的な耐用年数というのは、木製、金属製あると思いますが、それぞれでどのくらいな のでしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 遊具につきましては、国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針(案)というところから読み取りますと、多くの表記が金属製というのが多いわけなんですが、木製が表示が少ないというところで、主な遊具として紹介させていただきますが、滑り台、金属製で15年、ブランコ、金属製、15年、複合遊具、金属製、15年、木製が7年。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

現在、南街の公園で滑り台に立入禁止のテープが張られております。この遊具は、現在どのような状況にあるのか、また今後の対処方法、スケジュール等について教えてください。

○環境課長(関田孝志君) 現在、滑り台が使用禁止になってるのは、栄公園というところになろうかと思います。ここにつきましては、平成25年度に公園の施設長寿命化計画の調査を実施いたしました。これにより腐食や剝がれがあるということで、危険であるという判定をいただきました。これにより使用を禁止することといたしました。

今後の対応につきましては、撤去もしくは新たな遊具をというところで検討している状況でございます。今

後については、いましばらくお時間をいただきたいと、このように考えているところでございます。 以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 立入禁止のテープが張られてはいても、往々にして子供さんはだめと言われたことはやりたがると、入ってはいけないと言われたところには入りたがるものですので、なるべく早い手だてをお願いしたいと思います。

公園の遊具の修繕に関してですけれども、市民からの声として、市に依頼をしてもなかなか対応してもらえないという声が寄せられております。要請を受けてから現地の確認、修繕の要不要の検討、必要であれば予算の手だて、そして発注と、さまざまなプロセスを経て実施に至るものと理解はしておりますが、どの程度のスケジュール感を持って取り組んでおられるのでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 遊具のふぐあいにつきましては、早急に現地を対応しております。現地へ行った者が、修繕が可能であれば、その場で対応するというのを原則としてございます。なお、業者にお願いするようなことになりますと、見積もりをとった中で、限られた予算でありますことから、順位づけをつけて実施しなければならないのかなと考えております。ですので、状況によってはしばらくお待ちいただく場合もございますので、御理解いただけたらと考えてございます。

以上でございます。

- **〇10番(根岸聡彦君)** また先ほどの答弁の中で、樹木の老化が進んでいるということでしたが、樹木の老化 に関してはどのように判断をされているのでしょうか。またそのことについて、具体的にどのような対策を立てているのでしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 樹木の老化についてでございますが、樹木の状況を診断するには、民間資格ではございますが、樹木医というのに委託をしてお願いするという手法がございますが、現在のところ当市においては日ごろの観察や樹皮のめくれ、浮き、キノコの発生など、あくまでも職員の経験という中で判断をさせていただいております。この場合、倒木の危険があるというふうに判断する場合には、伐採等も実施していると。以上でございます。
- ○10番(根岸聡彦君) 市内の公園には、外周を樹木で囲っているような公園と都立東大和公園や狭山緑地のように、雑木林を形成している公園があります。樹木の老化対策に関しては、適切な伐採、剪定、更新が考えられるわけですが、どのような基準で行われるものでしょうか。一般的な樹木の老化対策と雑木林形成のための必要な手だての2点から、御説明いただけますでしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 樹木の一般的な対応といたしましては、込み枝の間引き、また通風、採光を確保して、木自身の抵抗力を高め、健康な樹木を育成するということで、老化をおくらせるものというふうに考えてございます。また雑木林につきましては、狭山緑地、こちらにおいては主にボランティアであります雑木林の会、こちらのほうに管理、保存をお願いしているところでございます。雑木林の会においては、剪定、伐採は、木漏れ日など、要はそこの木の下に生きている草花や、また昆虫などを総合的に考えて、雑木林というようなところで、会として計画的に行っていただいております。また伐採の後、更新というような形で、ドングリを拾って苗をつくり、計画的な植樹も行っているということでございます。

以上でございます。

〇10番(根岸聡彦君) 先ほど公園施設の長寿命化計画ということが出されましたが、この公園施設長寿命化計画というのはどのようなものなのでしょうか。その進捗状況等についても教えていただければと思います。

- ○環境部長(田口茂夫君) 現在この長寿命化計画を、策定に当たって内部的に事務を進めてるわけでございますが、基本的には国土交通省のほうで社会資本の老朽化対策としまして、社会インフラの総点検が、各分野で実施する必要があるというふうに言われております。こういったことから担当部といたしましても、公園におきまして先ほど課長からもお話がありますとおり、100カ所以上の公園を管理してございます。特にその中から遊具などのものを設置しているとか、そういったところの一定の基準で、50カ所ちょっとのところにつきまして、特に遊具などにつきましては小さいお子さんなども使用いたしますことから、重大な事故になるおそれを未然にやはり回避する必要があるということから、点検を25年度に実施をしたところでございます。今後こちらのほうの点検後におきまして、適切な管理をするためにどのような形で、配置がえも含めて、新たな遊具を設置することも含めて、今後内部で検討していきたいというふうなことで進めているところでございます。以上でございます。
- 〇10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。
 続きまして、市内の公園の中でトイレが設置されている公園は何カ所ありますでしょうか。
- ○環境課長(関田孝志君) 平成26年4月1日現在でございますが、市が管理する公園については16カ所、こども広場については6カ所でございます。

以上でございます。

- **〇10番(根岸聡彦君)** 避難所に指定されていない公園についても、災害対策用マンホールトイレの整備が重要であるとの御答弁をいただいたと思いますが、今後どのように整備していこうというお考えなのでしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 災害用マンホールトイレの整備についてでございますが、平成26年度から3カ年計画で、小中学校等の避難所に災害用マンホールトイレの整備を計画しております。まず避難所から順次整備を考えておりますので、避難所に指定されていない公園につきましては、今後、検討していかなければならないと考えております。

以上です。

〇10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

マンホールトイレの設置は、そうしますと大体、大まかな目安でもいいんですが、今後どのようなスケジュール感を持って、何カ所ぐらい設置していこうというお考えがあるのでしょうか。もし、そういったお考えがあれば教えていただければと思います。

- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 今年度から3カ年の計画で、小中学校等、設置を計画してございますので、まず 3カ年を見た中で、その後につきまして再度検討していきたいというふうに考えてございます。
- ○10番(根岸聡彦君) わかりました。

公園の中で、災害用の備蓄倉庫が設置されているところは何カ所ありますでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 公園の中での備蓄倉庫の設置箇所でございますが、現在、上仲原公園、東大和南公園、清水公園の3カ所となってございます。

以上です。

- ○10番(根岸聡彦君) 今後、その備蓄倉庫をふやしていくというお考えはあるのでしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 備蓄庫の増設につきましては、避難所となっております小学校で、まだ未設置の 学校がございますので、とりあえず未設置の学校を順次設置を考えていきたいというふうに思ってございます。 以上です。

○10番(根岸聡彦君) わかりました。

市民の方、特に小学生の男のお子さんをお持ちの方だと思うんですが、気軽にボール遊びができる場所がないかといった声を寄せられております。小学生レベルのキャッチボールやサッカーができる公園整備をしていただきたいというふうに思うのですが、市としてのお考えはいかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 議員のほうからもお話がありましたとおり、市民の方々からも、ボール遊びですとかサッカーができる場所をつくってほしいというような御意見は、私どものほうにもいただいてございます。私どもの担当部としましても、全てを禁止したいというふうに思っているわけではなくて、やはり使い方の問題かなというふうに思ってございます。特に幼稚園、保育園などに行かれる小さなお子様が、ビニール製のボールなどで遊ぶようなものにつきましては、それほど大きな問題はないかなというふうに思っておりますが、小学生から、場合によっては中学生となりますと、それなりのかたいボールを使い、またそれなりの筋力もついてくることから、まあ速いボールですとか、ボールを蹴って、近隣の方々の住宅地のほうにそのものが行き、場合によっては車等に傷をつけてしまうというような事例も過去には上がっております。そういったことで、私どもとしましても、ネットを張ったりとかしているわけでございますが、なかなかそのネットを張ることによって、逆に今度はできるだろうというふうな解釈ですとか、そういったところもございまして、なかなか苦慮している状況でございます。今後につきまして一定の規模の公園の設置などを考える際につきましては、そういったボール遊びなどができるようなことも含めて、検討はしてみたいというふうに考えてるところではございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

またペット、恐らく家の中で犬を飼われている方だと思うんですが、そういう方々からドッグランができるスペースをつくってほしいという要望を受けておりますが、ドッグランに関する市としての御見解はいかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) ドッグランを公園にということでございますが、他の自治体のドッグランを設置してるところを少し見せていただく中では、小さいところでも1,000平米以上、また大きいところですと2,000平米以上の用地が必要、またそれにプラスいたしまして駐車場なども設置しておりまして、大変広い用地が必要になるというふうに考えてございます。そのようなことから、現在、市において新たに設置している公園につきましては、提供公園というふうに大変小さ目の公園が多いことから、なかなか設置につきましては難しい状況であるというふうに考えております。

以上でございます。

- ○10番(根岸聡彦君) ドッグランにつきましては、その広さについては、それほど広くなくてもよいと、昭和記念公園のようなスペースは期待しないと。また、毎日でなくてもよいし、週に何回か時間を決めてスペースをつくっていただくのでもよいという声をいただいております。これは例えば可動式のフェンスを用いて既存の公園の一角を、小型犬ないし中型犬も一部入ってくると思いますが、そういった動物のためのドッグランのスペースに充てるものだというふうに理解をしておりますが、その点についてはいかがでしょうか。
- ○環境部長(田口茂夫君) 可動式ですとか移動式というふうな形になろうかと思いますが、ドッグランを、そういったものを常設ではなくてということになった場合におきましても、当然そこに設置をした場合に、動物でございますので排せつ物などの問題がございます。特に衛生的な問題になるかと思いますが、そのドッグラ

ンを撤去した後に、通常の一般の小さなお子様ですとかお年寄りなどが、その公園に来るということも考えられますので、ちょっと一つ衛生的な問題はあるかなというふうなところでは考えております。また管理運営の問題につきましても、今現在の状況からすると大変難しいということで考えておりますが、こういった形のドッグランにつきましては市としても検討した経緯がございませんので、他市における状況ですとか今後の公園の設置ですとか、改修等の中で研究してみたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

〇10番(根岸聡彦君) 他の自治体の中でドッグランを設置しているところもありますし、そういったところは当然のことながら飼い主の責任において、トイレのしつけはほぼ完璧になされているというふうに私も理解したいところであります。ぜひそういった研究、検討を始めていただけたらというふうに思います。

例えば、そのドッグランのスペースとして、都立東大和公園の一角ですとか、空堀川の河川敷で親水公園となっている場所の一部に可動式のフェンスを設置して、一定の曜日、時間で限定的にスペースをつくるといったような形で利用できるようにするといった検討は可能でしょうか。もしそういう形であれば、ほかの方々がふだん使われないような、そういったスペースを利用してということも考えられるのかなと思うんですが、そのあたりの御見解を教えてください。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員のほうから、東大和公園、空堀川の中の一部というふうなお話がございましたが、この2カ所とも基本的には東京都が管理を行っているところでございます。そういった御意見があったということで、東京都のほうにお話をしてみたいとは思っております。

以上でございます。

〇10番(根岸聡彦君) ぜひ、よろしくお願いいたします。東大和南公園ですので、そのあたりお願いしたい と思います。

その昔、公園といいますと、やはりみんなで集まって野球やサッカーといったボール遊びをするところだったわけですが、時代の移り変わりとともにさまざまな制限が課されるようになってきました。その中で、元気な盛りのお子さんがボール遊びのできるスペース、そういったものをできる限り確保していただきたいと考える次第です。またペットを飼っている方々につきましては、その方にとっては家族同様、あるいはそれ以上の存在となっているペットが、元気に活動できる場をつくってほしいというふうに願う気持ちがあるというものは、非常に強いものがあると思います。公園の利用方法も多様化し、市民からさまざまな要望が出されている中、全ての要望が実現されるということは私自身も現実的ではないと承知しておりますが、少しずつでも使い勝手をよくしていきながら、市民の声に応えていける行政の取り組みを今後に期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

〇議長(**尾崎信夫君**) 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長(尾崎信夫君) 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

〇21番(床鍋義博君) 議席番号、21番、やまとみどりの床鍋でございます。平成26年第2回東大和市議会定 例会において、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。 今回、私が質問させていただく項目は、大きい項目で3つございます。

まず第1として、3市共同資源化事業についてでございます。

- ①として、3市共同資源化事業基本構想(案)及び今後の予定についてお伺いします。
- ②として、施設整備地域連絡協議会の進捗状況と今後についてお伺いします。

大きい項目の2番として、防災についてお伺いします。

- ①として、現在の避難所の規模及びほかの施設で利用可能なものについて伺います。
- ②として、民間企業との連携についてお伺いします。
- ③として、高層マンションの防災対策についてお伺いします。
- ④として、防災強化マンション認定制度についてお伺いします。

大きい項目の3番として、小中学校の教育について伺います。

- ①として、学力向上に向けての取り組みについて。
- ②として、自習室の確保について。図書館や公民館などの利用についてお伺いします。
- ③として、東大和市の昔話や地域に根差した教育の取り組みについて伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろ しくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長(尾崎保夫君) 初めに、3市共同資源化事業基本構想(案)と今後の予定についてでありますが、小平市、武蔵村山市及び東大和市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施するため、3市及び小平・村山・大和衛生組合が目指すべき廃棄物の減量化、資源化施策について共通の目標と共同で実施する方向等をまとめたものであります。今後につきましては、市民の皆様の理解を得るために、意見交換会やパブリックコメントの実施等を考えております。

次に、施設整備地域連絡協議会の進捗状況と今後についてでありますが、平成26年2月12日に第1回協議会を開催し、その後、3月15日、4月26日と計3回の協議会を開催したところであります。今後につきましては、3市共同資源化事業基本構想(案)の説明を行った上で、引き続き市民の皆様の理解を得るために、4団体で一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難所の規模及び他の施設で利用可能なものについてでありますが、市内の小中学校及び都立高校、公民館等の公共施設を29カ所、避難所として指定しております。収容人員は、合計で2万4,718人を収容可能としております。平成25年3月修正の東大和市地域防災計画では、首都直下型地震等の市内での新被害想定では、1万5,301人の避難所生活者が発生すると想定しております。このことから、現在のところ避難所生活者の収容は十分可能であると認識しております。詳細につきましては、担当参事から説明いたします。

次に、民間企業との連携についてでありますが、市では災害が起きた際に、市内大型スーパーのいなげや、イトーヨーカドー、森永乳業東京多摩工場と災害時防災協定を結んでおり、飲料水、食料品等の提供を受けられることになっております。今後も御協力いただける民間企業に対しては、協定等を進めてまいりたいと考えております。

次に、高層マンションの防災対策についてでありますが、地震等の災害が発生した場合、家具類の転倒はも とより、ライフラインやエレベーターの停止など、高層マンションに特有の問題発生が予想されます。高層マ ンションは、免震・耐震構造で建てられておりますが、居住者自身の備え及びマンション全体で行う防災対策 が必要であります。災害対応は、自助・共助・公助が基本であると言われております。こうしたことから、市 では東日本大震災の教訓をもとに、自主防災組織の教育・育成等、地域住民の防災意識向上に努めてまいりま す。

次に、防災強化マンション認定制度についてでありますが、防災強化マンション認定制度は、災害に強い良質なマンションの整備を誘導するため、平成21年に大阪市で初めて導入された制度で、認定に当たっては3点の要件が求められております。1点目は、耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合していること。2点目は、災害時の生活維持に求められる設備、施設等が整備されていること。3点目は、住民による日常的な防災活動等が実施されていること。以上のハード、ソフト面で防災力が強化されたマンションを認定するものであります。都内では、墨田区が昨年度から、すみだ良質な集合住宅認定制度をスタートさせております。今後も情報収集に努めてまいります。

次に、小中学校の学力向上に向けての取り組みについてでありますが、平成26年度から今後5年間を見据えた教育ビジョンとして策定されました東大和市学校教育振興基本計画に基づき、学力向上に取り組んでいることが当市の重要な課題の一つであると考えております。児童・生徒が基礎的、基本的な知識や技能を確実に身につけるとともに、それらを活用して思考力、判断力、表現力を育んでいけるよう学習環境の整備や教員の研修機会の充実に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、自習室の確保についてでありますが、小中学校の教育においては、児童・生徒の学習環境を整えることが重要であり、その一つとして自習室の確保が考えられているところでありますが、現在、専用の自習室を設けている市の施設はございません。その他の方法としては、通常の部屋を期間限定で自習室に切りかえて開放したり、学習専用の座席ではありませんが、自習にも利用できるようにするなど、現状の施設の中で工夫をしております。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市の昔話や地域に根差した教育の取り組みについてでありますが、各学校では郷土博物館や狭 山緑地を活用し、地域の歴史や自然を教育活動に取り入れ、体験的な学習を進めております。地域学習を通し て、東大和市の歴史や自然について知ることは、児童・生徒に郷土愛を育むよい機会となっております。詳細 につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長(真如昌美君) 初めに、学力向上の取り組みについてでありますが、さまざまな課題がある中で、家庭学習の習慣が身についていないことも課題の一つと考えられます。教育委員会では、平成25年11月に学力の定着や保護者の家庭学習への支援を目的に、「東大和市家庭学習の手引き」を作成し、市内全小中学校の保護者に配布いたしました。本年度は、各学校の実施に合わせて活用を図るよう依頼をしております。また中学校1年生の生徒を対象としたやまとっくんとっくん塾を開設し、学習意欲を高める機会としております。平成25年度は26名を対象に15回実施した中で、もっとわかるようになりたいとの感想が多数あり、意欲の向上が見られました。本年度は、6月中の開講を予定しております。今後も本市の最重要課題である学力向上を図るために、教育委員会と学校、保護者が協力し、全力で学力向上の取り組みを進めてまいります。

次に、図書館や公民館を利用した自習室の確保についてでありますが、図書館では現在、自習室というものは設けておりませんが、児童開架室に丸テーブル2つと長机1つがあり、合計で15名から20名程度が座って読

書ができる席があります。その中で、時々、小中学生が調べものをしたり、勉強したりしているところがあります。また2階のレファレンス室には、原則として中学生以上が利用できる調べものをする部屋となっておりますが、さらにレファレンス室内には調べものの本としての辞書、辞典、便覧、年鑑などのほか、当市を初め多摩地域や都内全域に関する地域資料、全国の電話帳や新聞縮刷版等があります。レファレンス室には、個別の席が23席、大机の集合席が6席あり、レファレンス室内の資料を使用する場合に、この座席を利用することができます。公民館では、小学校の夏季休業期間中に実施している事業、「夏休みみんなでつくる遊空間」におきまして、視聴覚室等を自習コーナーとして開放し、児童や生徒に提供しております。平成25年度における自習コーナーの利用者等の実績は、開放日数が21日、延べ利用者数が164人、1日当たりの平均利用者数が7.8人という状況でありました。いずれの施設におきましても、本来の設置目的と異なる使い方となりますことから、他市の事例等を参考に今後研究してまいりたいと考えております。

次に、東大和市の昔話や地域に根差した教育の取り組みについてでありますが、東大和市では小学校3年生と4年生において、社会科副読本「わたしたちの東大和市」を使い、昔の暮らしや村山貯水池ができた時代などについて学んでおります。ゲストティーチャーとして地域の高齢者を招き、昔話や東大和市の昔の様子を学んでいる学校もあります。また指導者である教員が、東大和市の地域を知ることが重要であることから、初任者研修に郷土博物館や狭山緑地、旧日立航空機立川工場変電所などを見学、体験するプログラムを導入しております。教育委員会では、東大和市学校教育振興基本計画に基づき、地域の自然や外部の人材を積極的に活用し、子供たちに地域等への誇りを持たせる取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○総務部参事(鈴木俊雄君) それでは、避難所の規模及び他の施設の利用可能について御説明いたします。 避難所の収容人員につきましては、避難所は市内の小中学校及び都立高校、公民館等の公共施設を29カ所、 避難所として指定しております。避難所につきましては、中学校区ごとの規模で御説明を申し上げます。

第一中学校区では、中学校1校、小学校2校、公共施設2施設で4,445人を。また第二中学校区では、中学校1校、小学校1校、小学校1校、公共施設2施設で3,048人を収容可能としております。第三中学校区では、中学校1校、小学校3校、公共施設2施設で5,295人を。第四中学校区では、中学校1校、小学校2校、高校2校、公共施設4施設で8,388人を。第五中学校区では、中学校1校、小学校2校、公共施設2施設で3,542人を収容可能としております。この5中学校区の合計では、2万4,718人を収容可能としております。

首都直下型地震等の東大和市での新被害想定では、1万5,301人の避難所生活者が発生すると予想しておりますので、収容人員に対する避難所生活者の割合につきましては、61.9%と充足率となってございます。 以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 御答弁ありがとうございました。

順次、再質問をさせていただきます。

まず最初の3市共同資源化事業基本構想(案)についてなんですけれども、以下、構想(案)と呼ばせていただきますが、これを見ますと、当初6品目から2品目ということになったということですね。計画から施設の変更があったと思います。それを、どのように変わったのかなというふうに見ていきますと、昨年の2月14日から2月17日の間に、3市共同資源化事業に関する説明会というものが行われて、資料も配られました。その中で、6品目から2品目に変わったということで説明がありましたけれども、今回それを踏まえてどのように変更があったのでしょうか。

- ○環境部長(田口茂夫君) そのときの資料との対比になるかと思いますが、まず1点は処理能力といたしましては、そのときの説明が日量39トン、今回は日量24トン、減ってきております。また建築面積につきましては、約2,060平方メートルというふうな御説明を申し上げておりましたが、今回は2,500平方メートル、こちらは若干大きくなっております。あと構造につきましては、地上2階構造、地下ピットありというふうな形になっておりましたが、基本的には地上3階建て、まあ地下ピットは同様でございます。あと車両台数につきましてでございますが、搬入車両が120台程度、まあ日にちですね――でございましたが、こちらは64台というふうに減っております。搬出車両につきましては、週で26台程度というふうなところで御説明申し上げてきておりますが、今回は週に35台程度になっております。あと緑化については、基本的には具体的な数字はお示しはしておりませんで、東京都の条例に基づく緑化の対応をするというふうなお話でございましたが、今回はそれを地上550、屋上が560で計画のほうに示さしていただいております。あと建設費におきましては、約20億円程度というふうな形で御説明申し上げておりましたが、今回の案においては13億2,000万円というふうな形でなっております。
- ○21番(床鍋義博君) これ若干建築面積がふえたって、若干ではないですよね、2,060平方メートルが2,500平方メートルになってるわけですから。それで、これ処理能力が日量39トンから日量24トンって結構大幅に減ってるわけですよ。減ってるにもかかわらず、建築面積がふえてるというのは、これおかしいというふうに普通は思うんですが、これね、それプラス地上3階建て構造が地上2階になりましたと、昨年それで住民の皆さんに説明してるわけですよ。説明するときに、この説明資料を見ると、最初、6品目で2,343平米、それが2品目になったから日量39トンになって、少なくなって建築面積も2,060平米になったんだよ。緑化に関しても、630平米で、変更後は東京都条例の面積を上回る緑化を図るというふうに言ってんですね。

まず1つ目から、また聞きますけれども、この6品目から2品目に減ったにもかかわらず、これなぜ建築面積がふえてるんでしょう。

- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 今、議員のほうからお話がございました昨年の2月から3月にかけて行いました市民説明会、そのときの説明用のパンフレットで市民の方にもお示しはしてるんですが、そのときの変更後の2品目の施設の施設概要というものにつきましては、余り具体的なものを、委託で今回、作成してるわけですが、そこまでの形をとっていないところでありまして、実際にこの変更後の2品目の施設というのを、市民の方へイメージとしてお伝えするに当たりまして、類似してるところということで、八王子市にございます容器包装プラスチックとペットボトルを処理してる、そちらの施設の概要のほうを参考にさせていただいたというところがございます。したがいまして、建物階数について2階から3階等ということもあるわけですが、実際、今回業務委託をした中で、具体的なクレーンを設置する形で高さが一定程度必要になります形と、あとは地域住民への還元施設、こちらのスペース等をいかに確保するか、そういったところで今回、構想案の中では3階建て、24メートル、そのような形になったところでございます。以上です。
- ○21番(床鍋義博君) 今、地上3階建てから地上2階建てって言いましたけど、これを新しい構想(案)の中では、結局、建物の高さっていうのは24メートルというふうになってますね。完成予想図が、今、私、持ってるんですけども、これ3階建てなんですか。これどう考えても5階建てに見えるんですけど。これを市民の皆様に説明するときに、3階建てですよっていうふうに説明をして、これ住民の方がね、昨年からの経緯から比べて説明会を何回か開いているわけですよね。この中で、8月にもありましたし、その間に何回かありまし

たけども、それのときと全然違うものが今回出てきました。今回出てきたんだったら、逆に言えば、今回、初めてこれが、構想(案)というのができてきたわけですから、これからスタートで、市民の皆さんに説明会を どんどん開いていかなきゃいけないというふうに私は思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 昨日の全員協議会のほうでも御説明申し上げまして、今後のスケジュール(案)を 御提示をさしていただいてございます。そういったことで、今後まずこの基本構想(案)を市民の皆様に御説 明をすべく、準備を今進めてるということで、この内容に基づいて、市民の皆様を初め地域の方々からの御意 見を頂戴したいというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

- **○21番(床鍋義博君)** 6品目から2品目になったということで、じゃもう一つお聞きしますけれども、残り の4品目の計画が、この構想(案)には一切載ってません。それは、どういう計画になっているのでしょうか。
- **○環境部長(田口茂夫君)** 基本的には、残りの4品目については各市単独で実施をするというふうな形になろうかというふうに考えております。

以上です。

- **○21番(床鍋義博君)** 4品目については、各市単独というのは何度か聞いてわかってるんですけれども、具体的に、例えば東大和でいいんですけども、東大和でどこの場所に、どういった施設を建てるのかと、そういった具体的な計画のことを今は聞いたので、そのことについてお願いします。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 今回の基本構想(案)でございますが、一応4団体で作成したとなっております。したがいまして、こちらの構想(案)の中では、あくまでも4団体で共同歩調をとりながらとっていく事業、そちらについてまとめさせていただいております。そういった関係から、東大和市の残り4品目、それにつきましてはこの構想(案)のほうには記載のほうがないというところでございます。
 以上です。
- **O21番(床鍋義博君)** 構想(案)のほうに記載がないということですけども、じゃ東大和市ではどういうふうに考えてますか。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 現在のこの基本構想(案)が、これから3市市民の意見交換会、あとは6月中旬からパブリックコメントということで、いろんな意見を頂戴する場と機会を設けております。そういった市民の方々の意見等を踏まえた中で、この基本構想(案)が基本構想となっていくというところにございます。ですから、そういったところの意見も踏まえた中で、今後の東大和市の4品目というのも、あわせて検討していくということになろうかと思っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 後でもちょっと述べさせていただこうと思ったんですけども、焼却炉と不燃粗大ごみ、それでこの3市共同資源物処理施設の整備が三位一体であるとこれまで説明されてきて、なのにもかかわらず表裏一体であるはずの残りの4品目に関しては、同時にこれ進める必要がある、進めなければいけない事業だというふうには思っているんですけれども、これが構想(案)を認め、示して、住民の方に説明をした後でやるのでは、これは違うんじゃないですか。表裏一体だから、同時に進めていかないと、片方が決まりますけど、片方、決まらないという状態になっちゃうんじゃないかなというふうに思ってるんです。

私がちょっと心配してるのは、先ほどの面積もそうなんですけども、面積、6品目のときが2,343平米って言ってるんですよ。これが2品目になっても、2,500になってるんですね。2品目になったほうが、6品目の

ときより大きくなっている、面積が広くなってると。そうするとね、ちょっと考えるのは、最初この構想 (案)で2品目で進めといて、その最中に残りの4品目どうしましょうというふうに議題に上げて、それが不 調に終わったときに、もう一回これ戻ってきてね、じゃやっぱりここの場所でやりましょうかということになりかねないんじゃないかなと思ってるわけです。そういったことは、まさかないとは思いますので、改めてお聞きしますが、そういうことはないですよね。

- ○環境部長(田口茂夫君) 今議員からお話のありましたことに関しましては、基本構想(案)の大枠の施設の 概要なども載っておりますことから、基本的には我々はないというふうに考えております。 以上です。
- ○21番(床鍋義博君) ないということを聞いて安心しましたので、次の質問に移らせていただきます。 構想案の1ページに、「減量化・資源化施策の方向の明示」の中で「3市地域共通の目標と共同で実施する 施策の方向」とあります。現在3市のごみの分別の方法が統一されておりません。これはいつ統一をするので しょうか。一応、構想案の中では書いてませんでしたので、いつごろか教えてください。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 構想(案)の中のソフト面の1つでございます資源化基準の統一でございますが、ここで一定程度の具体的な統一の方法の明示等もあります。したがいまして、今後の基本構想(案)が基本構想になっていく過程の中で、それぞれ3市、また一方では個別の廃棄物処理の課題等、抱えておりますので、その各市状況を勘案した中で、その辺については施設稼働のタイミングまでに、3市がそれぞれ統一化される、そのような形になると考えております。

以上です。

- ○21番(床鍋義博君) 構想(案)の構想をもんでいく中で、決めていくという形はいいと思うんですけれども、逆に言うとね、それをやってる最中にごみの分別の方法が統一されたならば、工程が変わると思うんです、集積した後の工程が。分別を、手選別にここでするのかとかっていうふうになってくるところの工程が変わってくると思うんです。そうすると、設計(案)とかが変わってくるんじゃないかなと思うんですけども、これ昨日、パワーポイントで御説明いただきまして、非常にわかりやすい説明で、ありがとうございました。「今後のごみ処理の方向性」で「3市共同資源物処理施設の整備」の前提として、3市地域の資源化基準の統一がされなければならないとありましたので、それができてから検討するというふうに私は説明を聞いたんですけども、そうではないんですか、今の説明と若干違うような気がするんですけど。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 昨日の全員協議会の説明の中でも申し上げたのですが、特にペットボトル、こちらについては小平市と武蔵村山市が袋による収集を行っており、東大和市はかごでの収集となっております。そういったこともございまして、今回の資源物処理施設が稼働するタイミングまでの中で、各市がどういった形で、この具体的な計画が進むかの進捗に合わせて、各自の市の中で、そこは処理をしていかなければなかなか難しい点だと思っております。したがいまして、その辺の状況を見た中で、東大和市はたまたま今回有料化という中の流れの中で変更してるわけですが、やはりその収集方法を変える、またその収集した廃棄物の中間処理方法を変えていくというのは、なかなかそう簡単に変更ができるものでもございませんので、こちらの基本構想の中で進捗を見ながら、その辺は合わせていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(尾崎信夫君) ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時41分 開議

- ○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- **〇21番(床鍋義博君)** 引き続き、質問させていただきます。

昨日の説明では、これまで三位一体と言ってきた施設のうち、不燃・粗大ごみ処理施設が、上記を踏まえた上で検討っていうふうになってます。また、ごみ焼却施設の整備については、上記2施設、だからこれは3市共同資源物処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設の整備だということなんですけれども、上記2施設の整備を踏まえた上で検討というふうに説明がありました。今まで三位一体で議論しなければならないというふうに言ってきたわけですね、説明してきたわけですよ。それが、だからこそ焼却炉の更新が喫緊の課題であるから、三位一体で議論しなければならない、だから3市共同資源物処理施設を急いでつくらなければならないんだという方向に今まで持っていったはずなんです。しかしながら昨日の説明では、三位一体ではなくて段階的になってると、全く違う説明になってる。これはなぜですか。これ教えてください。

○環境部長(田口茂夫君) 私どもとしては、基本的に三位一体であるというふうに考えておりまして、東大和市の桜が丘に建設をいたします資源物処理施設の処理動向が、ここで大枠、計画として、案として示しをさしていただきまして、今回、不燃・粗大ごみ処理施設につきましても、処理量につきましても、この基本構想(案)の中では示さしていただいております。今後、衛生組合のほうで当初のほうをつくるというふうな形になってくると思いますので、そちらにつきましては衛生組合のほうにおいての内容を、私どもとしても示されるものを待ってるという状況になるかと思いますが、そういったところで、この3つの施設が結果として最終的にごみ焼却施設の規模にも結んでいくというふうな形で考えてるところでございます。

以上です。

- ○21番(床鍋義博君) 何かよくわかんないんですけども、焼却炉の更新が喫緊の課題であるから、急がなきゃならないというふうに言ってきたのはそちらのほうなので、それが最終的に3つがそろえば三位一体としてとられるというのは全然違う説明だと思うんですよ。じゃ段階的にって言うんだったら、これ逆でもいいわけですよね。最初にごみ焼却施設、喫緊の課題であるわけですから、そちらを先にやって、その後に、じゃ廃プラスチックどうしようかっていうことを話したっていいわけですよ、この論理でいけば。そういうことは考えないんですか、これは。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 実際に施設を整備していく中で、同時並行できればという部分はあるかと思うんですが、現実問題といたしまして、過去に焼却炉に関しましては、延命化の事業ということで大規模な修繕を行っております。その際に、耐用年数を平成33年というところまで延ばしてきた経過がございます。そういったところを踏まえますと、当然33年までは延命化はしたわけですが、やはりその新設炉の設計等を考えますと、やはりおおむね10年近くはかかるというふうに言われております。そういったところから、やはり喫緊の課題として取り組まなければいけないというところにはなるかと思うんです。ただ一方で、衛生組合のほうにございます現在の粗大ごみ処理施設、これにつきましては耐用年数がもう過ぎているという状況にございます。そういったことから、耐用年数がもう既に本来であれば迎えてしまっている、既に老朽化、旧式化している粗大ごみ処理施設、それをこの3市共同資源化事業という枠の中で整備していく、そのような形になっております。

以上です。

- **〇21番(床鍋義博君)** 今の御答弁を聞くと、一番すごく迫られてるものは不燃・粗大ごみの処理施設ということでよろしいですね。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) まあ全体で考えますと、いずれの施設も、その点においては急がれてるというところには何ら変わりはないというふうに考えております。粗大ごみ処理施設のほうにつきましては、現在の環境対策はもう既に不十分だというところもございます。ですからそういったところを、特に近隣住民の方のことを考えますと、やはりなるべく先に着手すべきだろうというのが、私どもの考えでございます。以上です。
- ○21番(床鍋義博君) 今の御答弁で一番緊急に迫られてるのは、不燃・粗大ごみの処理施設の整備だっていうことがよくわかりましたので、昨日、説明されたことのこの資料はちょっと間違っているので、これは直していただきたいというふうに思ってます。上記を踏まえた上で検討ではないですね。最初に不燃・粗大ごみがあって、それからごみ焼却施設の整備があって、それから3市共同資源物処理施設の整備があるんだなということだと思います。こういうふうに説明がころころ変わっているこの構想(案)に関しては、非常にもう内容が破綻してると思うんですね。これもう一回、これはやり直しのレベルだと私は思います。

次の質問に移りますけれども、先ほど緑化の話が出たんで、緑化の話をしたいと思います。

緑化については、昨年の2月のときの資料では、6品目のときに地上部に630平米を緑化し、2品目になったら地上部に東京都条例に基づく面積を上回る緑化を図るほか、接道部の緑化や屋上緑化を行う。これ普通、文脈で見ると、地上部に630平米以上の緑化をするというふうに読めるのが普通です。しかしながら今回示された案では、地上部は550平米になってます。これはなぜですか。

○環境部長(田口茂夫君) 東京都における自然の保護と回復に関する条例、こちらに基づいて算出をしてみますと、この条例においては国、地方公共団体が有する敷地にあっては、1,000平方メートル以上のものに対してという基準に当てはまるということになるかと思いますが、まず地上部におきましては、敷地面積から建築面積を差し引いたものの25%、または敷地面積から、敷地面積掛ける建蔽率掛ける0.8を差し引いたものに対する25%、いずれか少ないほうを適用するというふうな規定になっておりまして、こちらを適用するとなると、最低450平方メートル必要だというふうなところの計算式が出てきます。構想(案)については、これが550平方メートルになってるというふうなところでございます。また屋上部、こちらにつきましては屋上面積の25%というふうになるんですが、この屋上面積につきましては人の出入り及び利用可能な部分、またそこからソーラーパネルですとか空調設備などの建築物を差し引いたものの面積でということになりますので、この部分がまだ詳細が何とも申し上げられませんが、単純に建築面積2,500平方メートルを、全体を25%を掛けた場合に625という数字が出てきますが、今回の構想(案)では560平方メートルというふうになっているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 東京都における自然の保護と回復に関する条例・施行規則も、私も見ましたけれども、この計算式は確かに部長おっしゃるとおりなんですけれども、これ法律のことを云々言うわけじゃないんですけど、敷地面積マイナス建築面積掛けることのパーセンテージだと、敷地面積ぎりぎりに建てれば建てるほど緑地少なくなるという、これすごく変な法律だと思うんですけど、ここでそこを云々言うわけではないんですけれども、私がちょっと1つ聞きたいのは、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律において定めるところの緑地、緑化施設の考え方なんです。その第2条では、「「特定施設」とは、産業廃棄物の

処理を効率的かつ適正に行うために設置される一群の施設であって、第一号又は第二号に掲げる施設及び第三号、第四号又は第五号に掲げる施設から構成されるもの(これらと一体的に設置される集会施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設その他の施設を含む。)をいう。」とあります。この第5号の施設が、この緑化施設を指してるんですけれども、この法律の立法趣旨を考えると、ごみ処理施設などの迷惑施設を建築する場合は、集会所やレクリエーション施設と地元に還元できる施設と緑化施設とを一体化して設置せよという意味であるというふうに私は捉えてるんですけども、そのあたりの認識はよろしいですか。一緒でいいですか。

- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 私ども、公設で今回計画してございますので、東京都の条例に沿いまして、先ほど部長から答弁がございましたような形で計算をしております。ですから今議員がおっしゃられた点におきましては、プラザ機能というところで私どもは施設内を還元できればというふうに考えております。以上です。
- ○21番(床鍋義博君) 迷惑施設を建てる場合に、周辺環境に配慮しろというのが、この法律の立法趣旨だというふうに思ってるんですよ。その中に緑化施設も一体化して、これは一群として考えるということは、単なる数字上で東京都の条例を満たしたからよいというのではなくて、きっちりと周辺環境を考えて緑化施設を整備しなさいと、そういうふうに読めるわけです。違ったら言ってください。

先ほど東京における自然の保護と回復に関する条例・施行規則における緑化というふうに、それ満たしてるからって言ったんですけれども、これ目的が違うわけですよ。こっちのほうの条例は、ある程度の規模の開発をするときに、緑が減るから緑をちゃんと確保しなさいよというような立法趣旨ですよ。私が申し上げた産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律は、周辺環境に配慮しなさいというものなんですよ。だから、全然違うんですよ。ただ偶然に緑化だから、そこの水準に合ってるからいいんだというふうに言えばそうなんですけれども、実際にはそういう施設を建てるときに周辺環境に留意して緑化施設をつくんなきゃいけないというふうに私は思いますが、その点についてはどうお考えですか。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員のおっしゃるとおり、こういった施設でございますので、地域の皆様に受け入れていただくために、そういったできる限りの配慮はする必要があるというふうには思ってございます。そういった意味で、緑化の部分に関しましても、今回、市民の皆様からいろんな御意見をいただくかと思います。そういったところにおきまして、市民の皆様からいただいた意見、取り入れられる点につきましては、取り入れていきたいというふうには考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 先ほどの建築面積が広ければ広いほど緑化が少なくなるというような矛盾を含みつつ、 敷地面積いっぱいにやっぱり建ててしまうような、こういう土地を想定地というふうにしたということは、私 はここはやっぱり間違いだというふうに思いますので、言及をしておきます。やはりここは適切ではないです よ。もう周辺は実質住宅地ですから。隣は特養です。

構想(案)の中で、「3市共通の方向」として「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会」への転換という文言があります。廃棄物行政全般には、構造的な問題があるというふうに私は常々考えてるんですけども、それは主に家庭から出る廃棄物の処理方法について、現場で対応するのは市町村であるにもかかわらず、ごみが発生する原因、すなわち生産側に対する規制を制定するのは国であるというところです。言いかえれば、「大量生産・大量流通」を許して、そのツケを市町村に負わせる制度とも私は言えると思います。た

びたびこの議会でも、この問題について質問をしてまいりました。市長には、市長会などを通じて、国に対してこの問題について働きかけをしてほしいと述べてまいりました。市長は平素から、ごみ問題には多大なる関心をお持ちであるので、その持論の中でたびたび拡大生産者責任の重要性を説いておられます。そうであるならば、当然国に対して、これまで何らかの働きかけをしていることと思われますが、このあたりいかがでしょうか。

- ○環境部長(田口茂夫君) 基本的に東京都市長会等を介しまして、そのような要望はさせていただいているという状況でございます。
 以上でございます。
- **〇21番(床鍋義博君)** 要望をしてると言うんですけれども、それに対して国からの回答はどのようになって るでしょうか。
- ○環境部長(田口茂夫君) 直接的な回答はない状況でございますが、現在、中央環境審議会の中におけます委員会の中でも、さまざまな議論がされてるというふうなところは伺っておりますので、そういったところは注視していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) これはもう各地方自治体が一体となって、積極的に国に働きかけなければ解決しない 問題ですので、よろしくお願いしたいと思います。

ことし当市では、家庭系ごみの有料化に踏み切ります。しかしながら市民が幾ら頑張ったところで、メーカーや流通業者が過剰包装や安価なプラスチック容器を使い続けるうちは、プラスチックというのは減らないと思うんですよ、限界があると思うんです。結局、ごみになるものを経済のみ優先する形で生産をして、そのツケを地方自治体、また市民に押しつけてる現状を、この状況を打開するということがすごく急務であるというふうに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、循環型社会の転換には、生産、消費という動脈産業と廃棄も含めたリサイクルという静脈産業という 考え方があります。これらを一体化することによって、循環型社会が成立するというふうに思ってるわけです けれども、構想(案)の16ページにも、「現在の行政回収を中心としたリサイクルから、集団回収の推進等の 民間回収ルートを活用した資源物の適正処理へと転換します。」とあります。これは非常に評価させていただ きたいと思うんですけれども、これ具体的にはどのようなことを考えてるでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 廃棄物の減量につきましては、やはり有料化で全て特効薬というふうになるわけではございませんので、その点においては、この有料化というものも一つの機会という形として捉えていただいて、集団回収のほうに私どもも、今、出前講座をやってるわけですが、やはり今、資源もかなり循環しておりますので、そういったところでは今回の制度改正を機に、より一層、出前講座等の中でも周知をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) この静脈産業に関しては、廃掃法とか容器リサイクル法によって、地方自治体の関与が非常に強くなっています。しかし本来の循環型社会の実現には、この静脈産業の民営化、民間活力の導入を強く推進しなければならないと考えております。そして、生産と流通業者がこれに強く関与することで、みずからごみになりにくいものを生産するようになるというふうになるわけですよ。廃棄、リサイクルに携わることによって初めてそれがわかるんで、ここが、地方自治体がこれをやってしまったら、永遠に生産者、流通業

者というのは経済論理で動きますから、より簡単なほうに動いていきますよ、リサイクルされやすいものをつくるというふうにならないと思います。ですから、企業の社会的責任をも十二分に果たすように市も、地方自治体は動く必要があると思うんですよ。今スーパーとかで自主的に回収しているところが結構出てきています。そういったところを市としては強く推進したほうがいいというふうに思っているんですが、そうすると行政回収のコストも下がりますし、もちろん廃プラ処理施設が仮に建ったとして負荷も減っていくと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 今回の有料化、10月に控えてるわけですが、その前に8月から収集方法を一部変えさせていただくということもございます。その中で、現在、毎週1回集めております缶・瓶・ペットボトル、こちらにつきましては議員がおっしゃられる拡大生産者責任、そういったところも当然視野に入れながらというところもあるわけですが、やはり市民一人一人の方にできることからやっていただきたいという市の、我々の思いもございまして、買ったものを購入店に戻していただく、そういったところの動機づけにもなればということで、回数を月2回というふうにしてるところでございます。以上です。
- ○21番(床鍋義博君) 昨日、説明の中で3Rの施策の推進というふうにありました。その第1は、今おっしゃったように発生・排出の抑制であるというふうにおっしゃられてました。これが出前講座などによって、市民の学習環境、環境学習が重要であるというふうに述べられてましたので、今御答弁あったと一緒なんですけども、その前提としてね、その前に出すけれども、幾ら市民が排出抑制、発生というふうに言っても、売ってるんですよ、そういったものを。ですから一番大事なのは、やっぱり生産・流通のところでの容器包装ということを見直さなければ、これ解決しないと思いますので、昨日説明を受けたこの資料の中で、第1番、これが大事なんだって一番、前提ですよ、発生・排出抑制が一番重要ですよって言ってたんですけども、一番重要なのはやはり生産者、拡大生産者責任の中の生産・流通業者、生産業者、流通業者のところの啓蒙が一番大事なんで、そこが抜け落ちてれば、これは動脈、静脈とも回っていかないんです。そこを私はぜひ推進したいというふうにお願いをしているので、そういった働きかけをできるところからやってほしいんです。それが、市内では既にやっているところがあるのであれば、そういうところと連携をとりながらやるということに関してどうですかということをお聞きしたわけです。
- ○環境部長(田口茂夫君) 市内の中における特に大手のスーパー関係ですね、こういったところでは、状況によってはポイントの付与をしたりですとか、当然無料での回収なども実施しているというのは、私どもも承知しております。まあ大手のところにつきましては、そういった置く場所ですとか、そういったところもありますので、積極的に実施をしていただきたいというふうに思っておりますが、何分、中小の小さい小売店などにつきましては、場所などの問題もあります。ただ、基本的には自動販売機の横には回収ボックスなども置いておりますので、そういったところは、その御協力をいただける範囲の中で、協力をいただけるように周知に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇21番(床鍋義博君) もちろん、できるところからでいいんですよ。全ての小さい小売店とか、そういうと ころに義務づけても、これ無理だと思うんですよ。ですからそういう大きいところから働きかけて、市民がそ っちのほうに持ってくように、市のほうもそれによって回収コストも減るわけですよね、処理コストも減るわ けですよ。そうすると、ウイン・ウインじゃないですか。そういったことを市が積極的にやってるということ が伝わることによって、市民のほうにその環境学習、出前講座でやらなくても、そういうふうに環境学習がなっていってごみが減っていくというふうに思っているわけなんで、よろしくお願いします。

構想(案)の16ページにも、そのように生産者への発生抑制を行うとともに、拡大生産者責任を確立させますというふうに記載がありますので、ぜひそのとおり行っていただきたいというふうに思います。

そう考えると、現在進めようとしている廃プラ処理施設に関しては、静脈産業を育て、循環型社会へ転換するという意味でも、これまでどおり民間に委託したほうがよいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○環境部長(田口茂夫君) ただ、今議員からお話がありましたとおり、拡大生産者責任の実質的なそういった 行動には時間がかかるというふうなところで我々も考えておりますので、当然そういったところを丁寧に市民 の皆様に説明をしながら行っていくわけでありますけども、短期間にこれが全くなくなるというふうな形まで 持っていくには、そう簡単な時間ではいかないのかなというふうに思っております。 以上です。
- ○21番(床鍋義博君) もちろん私もそう簡単にいくとは言っていないし、思ってはいません。だからこそ、今民間でできていることをわざわざ公がね、公共がやらなくてもいいんじゃないかなというのが私の論理なんです。だから、今やってる民間の人たちを応援するような方向に持っていけないのかなということなんです。これは私たびたび質問してるんですけども、まあ同じ回答が来るのかなと思うんですけど、民間は経営が安定していないから、これは行政が安定してやる必要があるというふうに今まで何度も御説明をされてきましたけども、今もそのお考えには変わりはありませんか。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 4団体の会議の集まりの中で、今議員がおっしゃったような民間企業の不安定さという発言があったかとは思いますが、私どもとしましては今のやはり民間委託で処理をしている当市の現状がございます。そうしますと、やはり特に容器包装プラスチックなんですが、やはり他市へ出しているというのが実情でございますので、そういったところを考えますと、やはり原理原則により近づける形で自区内処理をできるような形へ持っていくのが、本来の姿かというふうに考えております。以上です。
- **〇21番(床鍋義博君)** それでは、ちょっと聞き方を変えますけれども、構想(案)の79ページで、今回の廃 プラ処理施設の運営に関して、これは公設プラス長期包括運営委託方式を採用するということになっておりま すが、この長期包括運営を委託するのは、これはどこを想定をしているのでしょうか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** その委託につきましては、詳細な部分はこれから今後詰めていくという、そういう形になろうかというふうに考えております。

 以上です。
- **〇21番(床鍋義博君)** 公がやるわけではないですね。民間に運営を委託するという認識でよろしいですか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 当市が現在行っている民間委託とは、今回の計画は違うというふうに考えております。やはり設置の主体が自治体というふうな形になっておりますので、そういった点では今の委託化という流れの中のものとは違うんではないかというふうに認識しております。 以上です。
- **〇21番(床鍋義博君)** 実際、オペレーションというか、そういう作業をする方は民間なんですよね。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** そういった点で申し上げますと、現在の衛生組合の焼却炉の運転業務、こちら

についても設置の主体というのは、当然一部事務組合となってるわけですが、運転管理業務につきましては委託という形で行っております。ですから、そういった現在行っている部分も踏まえた中で、そこは今後詰めていくべき部分になるかと考えております。

以上です。

以上です。

- O21番(床鍋義博君) 構想(案)の循環型社会、構想(案)、43ページかな。循環型社会形成推進交付金を活用した施設整備ができないため、処理コストが割高になりますという記載があります。これ、いろんな各方式を比較検討をしている表があるんですけれども、民間に委託のところだけ、これデメリットが書いてあるんですね。ほかのところはデメリットが何にも書いてないんですよ。すごく恣意的なものを感じるんですけれども、これはなぜここだけそういうふうに書いたんでしょうか。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 私ども4団体、限られた財源の中で廃棄物の適正処理を行わなければいけないというのがございます。したがいまして、国の交付金の最大限の活用をした中で、廃棄物の適正処理に努めたい、そのように考えているところでございます。したがいまして、恣意的に民間委託がというところを、私どもは取り上げて考えているということはございません。
- **〇21番(床鍋義博君)** 済みません、先ほど「43ページ」って言いましたけども、「80ページ」の間違いです ので、訂正させていただきます。

もしそういう可能性を考えるのであれば、例えば直営の場合には、競争原理が働かないため、処理コストが 上がる可能性がありますとか、市民が頑張って廃プラスチックのごみを減らしたとしても、直営の場合は人件 費や施設運営費等が固定費となるため、費用は減らない可能性があるとかを記載しなければ、公平さに欠ける というふうに思うんですが、これはなぜこの民間企業への委託のところだけを、そういうふうに書いたのかと いうことをお聞きしたい。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 今回の基本構想(案)につきましては、一番、主たる部分につきましては、やはり桜が丘2丁目にどのような施設を建てようとしてるのか、その具体的な姿をもってして、地域住民の方に特に丁寧に説明をする必要があるというふうに考えております。したがいまして、そういったところから今後の施設設置後の運営管理につきましては、今後パブリックコメント等もあるわけですが、やはり協議会等を通じた中で、やはり大枠、施設の概要を固めてからというところで、詳細は詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 構想(案)の先ほど43ページと間違えたほうの43ページなんですけども、そこには「3市共同資源物処理施設の整備用地は、現在、市有地として所有していること(新たな財政負担がなく使用できる)、現状でリサイクルが行われていること、及び3市の中間的な位置にあり、収集コストの最小化が図れることなどから、3市と組合の4団体で確認している東大和市暫定リサイクル施設用地とします。」とあります。これ、いかにも条件が先にあって、その中で選んだようなイメージに見えるんですね。実際は違うじゃないですか。最初に東大和市の暫定リサイクル施設があって、それに合うように条件を書いてるじゃないですか。こういう書き方をするような、この構想(案)に関しては、到底この構想(案)を、特に周辺住民の方が見て、これ納得するというふうに思えないし、信頼関係をこれから築けるというふうには思えないんですが、いかがでしょうか。

- ○環境部長(田口茂夫君) こちらの文面等につきましては、従前から市民の皆様方に御説明をしてる内容と同様の内容を多分記載させていただいてるというふうに認識はしてございます。昨年の12月から準備会等を含めまして、地域の皆様方と協議会を設置し、検討を進めてきていると。また、これからも丁寧に説明をし、理解を得ていきたいというふうには考えてるところでございます。
 以上です。
- **○21番(床鍋義博君)** 昨年からずっと書いてるというふうに言われたんですけども、これもっと前から見ていくと、だんだん書き方、変わってきてるんですよ。例えばごみ処理施設が集中化しないように各市で分散するんだと、集中してるから分散化するということが前は書いてあったんですけど、市民の方から説明会の中で、これ逆に中島町と桜が丘って近いから集中化じゃないか、分散化なってないよということを言われて、それから抜けてきてんですよ。徐々に変わってきてんですよ、これ。

だから、そういうことをしちゃいけないということを言ってんですよ。信頼関係の醸成が大切であるならば、そういったことも含めて書いていかなきゃいけないけど、出てくる資料が全然変わってくるし、説明も変わってくる、文書も変わってくるって、これでは市民の理解、得られるわけがないじゃないですか。それをずっと続けてって、これをごり押ししたところで、これから先、いろんなことがうまくいくんですかっていう、そういう心配をしているわけです。ですから、これからですね、これからでもいいですから、そういったことを、情報とかをきっちり出して、ちゃんと丁寧な説明をしてほしいんですよ。後でも述べますけれども、協議会についても同じようなことが言えるというふうに思います。

ちょっと時間があれなんで、次の質問に行きますけれども、構想 (案) の5ページで「ごみ処理施設は、熱回収施設として、循環型社会にふさわしい施設として更新することを前提とします。」というふうになってます。これ東京23区のごみ処理でも行われているサーマルリサイクルですね、これ最近はサーマルリカバリーというふうに呼ばれてますけれども、この施設と同様の考えだというふうに思っていますが、そういう考えでよろしいですか。

○環境部長(田口茂夫君) 基本的には、循環型社会形成推進交付金を活用して、ごみの焼却施設につきましては建設をしようというふうな形で考えているところでございます。そういったところから、基本的にはエネルギー回収推進施設ではないと、この交付金は受けることができないというふうな形になっておりますので、基本的にはこういったエネルギー回収推進施設に該当するような施設にしていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

- ○21番(床鍋義博君) そうすると熱回収のためには、かなり熱回収効率が高くないといけないと思うんですね。そのため、例えば生ごみとか多くなってくると温度が低くなるんで、結局、焼成温度を高くするために燃焼促進剤としてプラスチックを使ってるというのが、23区の多くがやっている処理方法だというふうに思っています。今回、廃プラ処理施設を建設するということは、このプラスチックというのは、そちらのほうで再生するわけですから、これは燃やさないという認識でよろしいですか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 今後、施設を一体的に整備していく中で、容器包装プラスチックも、当然現在 も汚れていれば可燃ごみという形になっておりますので、そういった点では一切燃やさないということにはな らないかというふうには考えております。

以上です。

- ○21番(床鍋義博君) そうなると、前に、昨年の8月に中央公民館で開催された説明会で、小平市長ですけれども、ペットボトルを燃やしたほうがいいんじゃないかという質問があったときに、たしか、いやそれはダイオキシンが発生するから無理なんだ、周辺住民の不安があるからそれできないというふうに答えてましたが、私の記憶だとそうなんですね。そのお話と今の話とは全然違うんですが、それはどういうふうに捉えたらいいでしょう。
- ○環境部長(田口茂夫君) 済みません、小平市長の真意のところはちょっと見えませんけども、基本的には 我々は、先ほど課長からお話がありましたとおり、きれいで、現在、東大和市がやってるような容器包装プラ スチックの収集ですね、今東大和市では汚れたものについては可燃ごみでいいですよという形で処理をしてお りますので、それと同様な処理になるというふうな形では考えているところでございまして、そういったこと から基本的には容器包装プラスチックで集めたものに関しては、3市共同資源物処理施設で中間処理をし、容 リ協会のほうに基本的には持っていくと。そこから汚れたようなものにつきましては、可燃物で処理をすると いうふうな形になるというふうには考えているところでございます。 以上です。
- **〇21番(床鍋義博君)** このあたりの質問は、後の中野議員のほうでも関連するところなんで、ちょっとここは譲りますが、もう一つ、じゃお聞きします。

構想(案)の42ページに、「製品プラスチックのリサイクルを推進します」という記載がありますが、これは本当にやるんでしょうか。これ疑問なのは、製品プラスチックっていうふうに言ってますけど、これはプラスチックというのは単一素材ではなくていろんな種類があると思うんですけども、この製品プラスチックのリサイクルをどういうふうに推進するんですか。

- ○環境部長(田口茂夫君) 製品プラスチックの関係でございますが、現在でも実施をしておりますが、プラスチックの衣装ケースですとか、そういったプラスチック製の一部焼却等の中間処理を行わず、リユースしているようなものもございます。こういったものをより拡充できるかどうかも含めて、今後、4団体の中で調整を図っていく必要があるのかなというふうには思っております。
 以上です。
- ○21番(床鍋義博君) 今リユースとおっしゃいましたので、リユースなら可能だなというふうに思ってます。環境部の皆さんに言うのも釈迦に説法なんですが、私、辛うじてマテリアルリサイクルができるのっていうのは、基本、単一素材じゃなければいけないというのは前提だと思うんですね。御存じだろうと思いますけども、プラスチックって一言に言っても、ポリエチレンやポリスチレンやポリプロピレンやポリ塩化ビニールとか、種類によってはもう数十、数百とあります。ちなみに、このポリ塩化ビニールが、今一番問題となってて、これが不完全燃焼するとダイオキシンが出るというふうに言われております。先ほど、もちろん小平市長の発言は関知するところではないというのは、そのとおりかもしれませんけれども、ペットボトルを燃やしても、基本ペットボトルはポリエチレンテレフタレートなんで、可塑剤のことを考えなければ基本的にはダイオキシン、発生しないんですよ。むしろ現在、小平市が燃えるごみとして、可燃物として収集しているポリ塩化ビニールに関しては、今現在、小平の衛生組合の焼却炉で、これは燃やしているんじゃないですか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 小平市におけます容器包装プラスチックの取り扱いは、現在、軟質系は衛生組合のほうで焼却をしている状況と認識しております。 以上です。

- ○21番(床鍋義博君) 考えるなら、全然安全性が高いほうのものを燃やさないで、安全性に疑いがあるほうを燃やしてるという状況が今の状況なわけですよ。だから、私が不安なのは、そういったことを運営者側がきっちりと把握した上で政策を決めてるのかどうかというのが不安なんです。私、プラスチックの専門家ではないですよ。ないけれども、少し調べれば、ちょっと調べればわかることなんですよ。でも、ちょっと調べただけで、これだけ破綻が出てくるわけですよ。そこを、皆さんどう考えてるんですか。このまま、皆さん、プロですよね。この件に関しては、我々よりは知識があって情報もあって、実際ふだん運営してるわけですから、そして政策を決めていくわけですよね。その政策を決めてる人が、言い方、悪いですけど、一議員に突っ込まれちゃいけないと思うんですよ。そのあたりは、今後、運営者とどういうふうに話し合っていくんでしょう。もうそのまま、言い方あれですけど、知識のないまま、そのまま政策を決めていくんでしょうか。それに対して、それをサポートする人間として、誰もそれは違うよとかというのは言わないんでしょうか。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) プラスチック製品を含め、容器包装プラスチックもそうなんですが、現在焼却することによりまして有害なものが排気ガス中に出るということはまずないし、あってはいけないことでありますので、そういったところについては私どもは問題がないというふうに考えております。ただ、議員がおっしゃいます昨年8月の会議の席上の部分のお話なんですが、私もそのときの会議録が今手元にないものですから、なかなか記憶も定かではないというのがございます。ただ一つ言えますのは、議員がおっしゃったように、考え方なり認識、もし違っていれば、それは当然私ども補助職員として、それは正しいことを述べていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ぜひ、そのようにお願いをいたします。

次に、施設整備地域連絡協議会の進捗と今後についてお聞きします。

この位置づけについて、これまで何度もお聞きしてましたけれども、その際に周辺住民の声を真摯に聞いていくという御答弁をいただきました。しかしながら、私がこれまで傍聴した限りでは、行政の一方的な説明で終わってることが多くて、住民の声を聞いてるとは思えないんですね。これはどういうことなのか、今後もそういうやり方を続けるのかということをお聞きします。

○環境部長(田口茂夫君) 議員のおっしゃるとおり、地域の方々との協議会の中で、議論がかみ合ってないというところはあるというのは、我々も認識してございます。ただ全てを我々も受け入れてないというわけではなくて、要綱(案)などにつきましては、受け入れられる点はどんどん受け入れていこうというふうなところのスタンスの中で、前回の会議の中でも私どもとしてできるところは組み入れてきているというふうな形で考えているところでございます。今回、今週の土曜日、7日の土曜日になりますが、基本構想(案)を基本的に御説明を申し上げさせていただきまして、その中で組み入れるものにつきましては、同様に基本構想(案)に反映できるものを反映させていきたいというふうなスタンスで考えてるところでございます。

以上です。

〇21番(床鍋義博君) もちろん今部長がおっしゃっていただいて、組み入れるところは組み入れていってほ しいんですけれども、それにしても昨日説明されたスケジュールについてちょっと疑問がありますので、お聞 きします。

昨日説明された今後のスケジュールなんですけれども、ほぼ6月中に地域連絡協議会を開き、市民意見の公募、パブリックコメントですよね。意見交換会がありという、3市で行うということが書かれてますけれども、

- これ前に配られた資料では、これもうちょっと、4月から8月の間でこういうことが行われるという資料が配られたのと、今現在、衛生組合の広報誌の「えんとつ」でも、そのような記載になっております。これまた説明と食い違ってるわけなんですね。どちらを我々は信じたほうがいいんですか、これは。
- ○環境部長(田口茂夫君) 基本的に昨年の衛生組合の予算の中で、この基本構想(案)の予算が確保できまして、こういったことで基本構想(案)づくりに取り組んできております。3月以降、この基本構想(案)の取り扱いにつきまして、推進本部会議で御説明を申し上げ、また3市市長、組合管理者にも御説明を申し上げてきている中で、新たにこういったスケジュールができ上がってきましたので、基本的には昨日、御説明を申し上げましたこのスケジュール案で、今後進んでいくものというふうに認識をしております。以上です。
- **〇21番(床鍋義博君)** これまで何度も施設整備地域連絡協議会を傍聴しておりますけれども、ほぼ何にも決まってないですよ。にもかかわらず、スケジュールだけが前倒しになるって、これすごくおかしくないですか。 ここまで強引に進めようとする理由は何ですか。
- ○環境部長(田口茂夫君) 基本的には、今までの市民説明会の中でも、基本構想(案)において概要をきちっと作成し、それを説明していくというふうな形で御説明を申し上げてきておりますことから、ここで基本構想(案)ができ上がったということで、このスケジュールをつくっているという形でございます。以上です。
- ○21番(床鍋義博君) 基本構想(案)が、先ほどから問題と言ってるんですね。だから今まで説明してきたことと全然違うような構想(案)ですから、これは時間かけて説明しなきゃいけないんじゃないですかっていうことを申し上げてるわけですよ。これを5月27日に、私はこれ初めて見たわけですけれども、1週間しかたってないですけども、1週間しか見てないにもかかわらず、かなりの矛盾点が今ここで出てきてますよね。それを市民の方に説明して、6月中にパブリックコメントまで募集して、意見集約ってできるわけないじゃないですか。そういうスケジュール感だから、最初からもうここで決めてる、これを建築することが決まってるから、こういうスケジュール感になるんじゃないかなというふうに思ってるわけですよ。そうじゃなくて市民の方の合意を前提とするというならば、これはもっと時間かけてやる必要があるんじゃないですか。
- ○環境部長(田口茂夫君) 建設に当たっては、3市市長並びに組合管理者の基本的な確認をされておりますので、基本的には建設にしたいというふうな、基本的なものは我々としては認識しております。ただ建設するに当たって、市民の皆様にどういった形のもの、御要望等があれば、それを組み入れていきたいというふうなことも考えておりますことから、今回こういった基本構想(案)を作成し、また市民説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。
- ○21番(床鍋義博君) 昨年、3市の市長が締結した3市共同資源化事業に関する基本事項ですよね。その中で、住民の理解を得るために、4団体の一致した行動についてというところがあります。4団体は、3市共同資源物処理施設を整備するに当たって、想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進するとあります。これ3市の市長が締結したわけですから、このとおり行うということは当然だというふうに思いますが、今答弁を受けたことと、こことは少しずれてるような気がするんですが、今私が申し上げました想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提としということに関しては、これは間違いなく、このとおり、文言どおり捉えてよろしいんですね。
- ○環境部長(田口茂夫君) そういった確認事項をもとに、地域の皆様の協議会を設置し、御説明をするべく会

議を重ねてきているというような状況でございます。 以上です。

- ○21番(床鍋義博君) その協議会が、実質何も決まってないで空転してるって状況は今だと思うんです。構想(案)が出ましたと。これから構想(案)が出て、これから説明して、実質的に話し合いをしていく中で、合意形成がなされればそれはいいと思うんです。それをしない、する前提ではなく、最初からスケジュール(案)で、6月中に何か全て行ってしまうというスケジュール(案)がおかしいって言っている。わかりますか。だから、だんだんだんと期間が狭くなってるんですよ。最初4月から8月の間にするといったことが、6月中にやるって言ってるわけじゃないですか。それは、これまで積み重ねてきた基本構想(案)の流れの中だったらいいけど、全然別物が出てきたときに、それでいいんですか、もっと長い時間が必要じゃないですかっていうことをお願いしてる。
- ○環境部長(田口茂夫君) まず昨日、御説明を申し上げました今後のスケジュールにつきましては、基本構想 (案)の説明をさせていただく日程スケジュールを申し上げさせていただいております。6月7日に施設整備 地域連絡協議会、地域住民の方々になりますが、ここで終わりなわけではなくて、今後につきましても当然、今、基本的には月1回程度、会議等を行っておりますので、この1回で終わりというふうなことでは我々は考えておりません。ですから今後、そういったことでちょっとボタンのかけ違いかもしれませんが、この1回だけの説明会、要するに市民の皆様との協議をするというのは、今後も続いていくというふうにお考えいただければというふうに思っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今の御答弁で少し納得しました。今後、先ほどボタンのかけ違いって言われましたけども、これボタンのかけ違いなんですよ。ボタンのかけ違いすると、そこだけ直さないですよね、全部外しますよね。だから、もう一回最初からやる必要があるというふうに私は思っているんです。それが白紙撤回の意味かどうかというふうに捉えるのは、そちらがどう捉えても結構ですけれども、私はそういうふうに思っております。

重ねて申し上げますけども、この計画に関して、市民、特にこの周辺住民の意向とか意見とかを無視して進めることに関しては断固反対しますし、そうなってはならないというふうに思います。今回、示された構想 (案) に関しては、これまで行政が説明してきたことに関してかなりの矛盾があり、今話しただけでもかなりの破綻があるというふうに思っております。ですからこの構想 (案) に対して、これから話し合いを続けていって、住民の方がそれに納得しないのは当然だと思うんですよ。そうした場合には、ちゃんとこの構想 (案) に関してもう一回練り直しをするとか、そういったこともきっちりと考えていただきたいんですけども、そのあたりはいかがですか。

- ○環境部長(田口茂夫君) 基本的には、この基本構想(案)、4団体としてまとめてきたものを市民の皆様にお示しするわけでございますが、当然、先ほどお話をさせていただいたとおり、今後のスケジュールの中で市民の皆様、地域の皆様からの御意見は賜っていきたいと。その賜った意見を反映できる点は反映していくつもりではおりますので、今後もそのような運営に努めていきたいというふうに思っております。以上です。
- **〇21番(床鍋義博君)** ぜひ、想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提として、真摯に合意に向けるよう に話し合いを続けていってほしいと。それに対して、もし変更があったらば、もうきっちりとちゃんと変更し

ていくと、そういった態度で臨んでほしいなというふうに思いまして、次の質問に入らせていただきます。

次、防災についてお聞きしますが、先ほど避難所の数や規模についてお答えをいただきました。基本的に東大和市の想定である、東京都の想定ですか――の人数を満たしているということで、それは安心したんですけども、収容人数としてたしか2万4,718人ということで、各学校区の割合を先ほどお聞きしましたが、これは備蓄の食料に関して、これは何日間これでもつような、そういう計算なんでしょうか。

- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 新被害想定では1万5,301人ということになりますので、9食分という形になります。約3日分の食料が必要になるということでございますが、現在、備蓄されてる食料については8万少々の備蓄率になってございますので、2日と少々になります。ちょっと今資料を、手元にあるんですが、ちょっと今、お時間いただきたいと思うんですが、3日分の9食分については現在充足してございません。
- **○21番(床鍋義博君)** それは今後、3日分を目指して、充足に向けて動くという、そういう解釈でよろしいですか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 現在8万数千食でございますが、備蓄庫の関係もございますが、毎年少しずつ備蓄率を高めていきたいというふうに考えてございます。
- **〇21番(床鍋義博君)** 現在、中学校区で幾つか施設、収容人員を出していただきましたけれども、そのほか の施設で利用可能なものについての検討とかをされたことがあるでしょうか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 東日本大震災以降、桜が丘地域にございます中小企業大学校につきまして、防災協定の調整を行ったことがございますが、協定締結までには至っておりません。
 以上でございます。
- **〇21番(床鍋義博君)** 今、中小企業大学校が出ましたけど、私も実は想定しているところはそこで、かなり中小企業大学校というのは施設が充実してます。厨房設備もありますし、宿泊施設もありまして、また中庭もかなり広いんですね。この施設を、市長は視察したことはありますでしょうか。

いいです。今オーケーというサインが……。知ってるというふうに認識します。

すごくいい施設なんですよ。こういう言い方、本当ちょっと言い方あれなんですけども、非常に稼働率低いというふうに聞いてます。実際、災害の可能性というのは、逆に今度、低いということを考えると、非常に中小企業大学校って災害のときに、災害協定締結してもらって、そこを提供してもらうというのはすごくいい考えだというふうに思ってるんですね。先ほどそういうことを話し合った経緯はあるけど、いまだに締結できてないということなんですけれども、それがネックとなってること、原因というのは何でしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 中小企業大学校と防災協定の関係を詰めて、現場サイドでは、できるだけ地元に貢献したいという意向はありました。まあうまくいくかなと思って進めてたんですが、本部のほうに地元の学校が確認したところ、あれは国の施設で、国として災害時にどう使うかがまだ決められてない中では、学校が地元自治体と防災協定を結ぶことはできませんという本部の回答がありまして、それで協定までには至ってないという状況です。

ただ、学校自身も、先ほど申しましたとおり、できるだけ協力したいという意向もありますので、市として は市長名で災害時には活用をお願いしたいという依頼文と、あわせて東大和市の地域防災計画を届けてあると いう状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ありがとうございます。ぜひ実現に向けて、定期的にやっていただきたいなというふ

うに思っております。

以上です。

次に、民間企業との連携について、先ほど大手スーパー等、あと森永と提携がされてるということがありました。そのほかのショッピングセンター、例えば新しくできたヤオコーさんですとか、そういったところに関しても話を進めているとは思いますが、規模感ですよね、どれぐらいの規模のところだと、そういった、例えば協定を行ったときに食料など、もしかすると日常の備品とか、そういったものが確保できるのかなと思うんですけども、そういった基準というんですかね、そういったものは今、市としてはあるんでしょうか。

- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 基準につきましては、現在協定をしていただける民間企業であれば、どこの企業とも協定をしたいというふうに考えてございます。
 以上です。
- **○21番(床鍋義博君)** なるほど。そうすると、市からはそういう定期的な呼びかけ、提携をしませんかっていう、協定を結びませんかっていうことを行ってるっていう、そういう認識でよろしいですか。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 先ほど議員さんおっしゃられましたヤオコーについては、もう数カ月にわたりまして調整中でございます。現在、東大和店と本店とのやりとりということで、詳細について今詰めてる最中でございます。ですから、協定を結んでいただける動きがございましたら、市のほうでも出向いて調整をしていきたいというふうに考えてございます。
- **〇21番(床鍋義博君)** ぜひ、そのような締結に向けて動いていただきたいというふうに思っております。

次に、高層マンションの防災対策についてお伺いをしますが、これ昨年の9月の議会でも、私これ少しだけ聞いたんですけれども、そのときの回答と市長の回答、同じだったので、マンションは堅牢で耐震化されてるから大丈夫だよというようなことでした。確かに建物自体は崩壊する可能性というのはなかなか低いというふうに思っているんですけれども、実際に電気とか水道とかガスとか、そういう生活に必要なインフラというのはとまる可能性が非常に高いと思うんですね。逆に電気が使えなくなると、高層マンションなんかは、10階以上だったりすると、高齢者がいると、基本的にはもう孤立してしまうので、基本建物が堅牢であっても、避難所に避難せざるを得ない状況になると思うんです。少なくともトイレの問題、非常に大きいというふうに思ってるんですね。

先ほど他の議員でも、マンホールトイレのことについて質問があったと思うんですけれども、こういった高層マンションとか大規模なマンションの近くにマンホールトイレがあれば、そこに行くことによって避難所に行かないでも済む人がふえるんではないかなというふうに考えているわけなんですけれども、先ほど学校、避難所の近くからどんどんどんどん整備していくと、もちろんそれが優先だと思うんですけども、その次の段階として、そういったことを視野に入れた議論とかをされているのでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 新たな高層マンションを利用した避難所対策なんですが、現在の――先ほど議員さんにも話をさせていただきましたが、マンホールトイレにつきましては3カ年の計画で避難所に、まずは整備をしていくということでございますんで、それ以降、その他についてはまた検討をしていくということになるかと思います。

以上でございます。

〇21番(床鍋義博君) 本当にマンション、軀体は丈夫だし、大規模マンションに関しては結構雨露をしのげるような、そういう共用スペースが、大きいところがあります。そういったところを準避難所として指定する

みたいな、そういう協定を結んで、例えばそのマンションの住民だけだとなかなか難しいとは思いますが、実際に災害になったときに帰宅困難者も出ますし、そういったことも含めて誰もが利用できるような環境にあるということを、例えば条件にするなどして、備蓄倉庫の補助だったり、マンホールトイレの整備だったりすることは、これ可能だと思うんですね。そうすることによって、逆に市が直接管理しなくてもいい、通常マンションは管理しますから。そういうことができるんじゃないかなというふうに思っております。

その中で、私、注目したのが、この防災強化マンション認定制度なんですね。大阪市から始まったんですけれども、基本的に防災強化マンションについては、今のところ行政が認定するだけで何のコストもかからない上に、この防災機能自身が向上します。まず最初の段階として、認定するだけでコストがかからないという段階で、東大和で導入することについてはいかがですか。

○総務部長(北田和雄君) 防災強化マンションの認定ですけども、この認定に対しては、先ほど市長が御答弁いたしましたとおり、新たな基準を確認して適合してるかどうかという判断をしなきゃなりません。この中で、耐震性、耐火性など、建築の安全性に関する基準、これを東大和市で基準に適合してるかどうかということを判断できるかどうかという技術的な問題があるかと思います。大阪市の場合は、特定行政庁で建築確認事務もやっておりますので、そういった専門家もいますので判断はできますが、東大和市は特定行政庁じゃございませんので、そういった技術的な蓄積もございません。ですから、なかなかこういった技術的高度な判断を有する制度を簡単に導入できるという状況にはないというふうに思っています。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 確かに認定するには、この能力というのは必要かもしれませんけども、何も大阪市と同じような基準で、大阪方式でなくてもいいので、東大和基準でも構いませんので、そういったことを業者に働きかけて、防災機能をあわせ持ったものをつくらせることによって、実は市の負担が減るんじゃないかなというふうに私は思ってるわけです。もしプラスアルファね、もし東大和方式とかっていう形で提案するんであれば、そのマンホールトイレだったり備蓄倉庫などの協定を行うことによって、避難所に来なくても済むような、マンションに籠城できるようなね、そういうことにしていけば、先ほど8万のところから、8万食ですね―の用意からもっと少なく……。ああ、これは少なくではない。もともと充足してないんで少なくはならないと思うんですけども、そういったことを考えなくてもいいのかなというふうには思っているわけです。そういうことが、東大和は防災に強いマンションがあるんだよ、そこを認定してるんだよということによって、住民がふえてもらえば、住民税も入るでしょうし、非常に有意義だなというふうに思って提案をさせていただきました。

ちょっと時間がないので、3番の中学校の教育について、1点だけお聞きします。

②の自習室の確保についてなんですけれども、先ほど使っていない部屋を利用するとか、あとはレファレンス室の活用などについてお話をされましたが、実際このレファレンス室に関しては、今自習ができる状況にはないですね。持ち込んで、小中学校、書いてないですけど、高校生も含まれるでしょう。できてないと思います。実際に私が夕方とかいろいろ回ってると、東大和市内のマクドナルドとか、イトーヨーカドーのフードコードとか、そういったところで勉強してる姿を見るわけですね。ですから夕方、放課後、勉強する場所って結構ないんですよ、東大和市は。そうすると、環境を整えてあげなければなかなか、環境を整えるというのは私たちの役目であって、勉強するのは本人たちなんですけども、少なくともその環境を整えてない状況で、学力向上といってもなかなか難しい問題があると思うんですよ。そのあたりを整備していっていただきたいなとい

うふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 自習室の関係でございますけども、教育長からもお話ありましたとおり、本来の使い方、趣旨と異なる部分もございます。ほかの他市の図書館では、26市の中で7市がそういう部屋を確保してやってるようなことも聞いておりますので、そちらについては今後どういうふうにやってるのかとか、デメリットをどういうふうにクリアしてやっているのか、その辺を調べながら研究していきたいと思っております。

以上です。

〇21番(床鍋義博君) ぜひ、もう机と椅子だけあれば、あとは子供たちで何とかすると思うんですよ。そういったことを、1つの席でも、2つでもやっていくということがすごく必要だと思っておりますので、ぜひお願いします。

小中学校の教育について、学力向上に向けての取り組みと、あと3番の東大和市の昔話や地域に根差した教育の取り組みについては、ちょっと次回以降の質問にさせていただきたいと思いまして、以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(尾崎信夫君) 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。 ここで10分間休憩いたします。

午後 3時49分 休憩

午後 4時 開議

○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

- **○議長(尾崎信夫君)** ここで、先ほど床鍋義博議員の一般質問において、答弁が保留になっていた部分について答弁があります。
- ○総務部参事(鈴木俊雄君) 先ほどの備蓄食料の件で答弁が保留になってまして、申しわけございませんでした。

新被害想定では、 $1 \, \overline{5}$, 301人が避難所生活者とされまして、209 食分が $13\overline{5}$, 709食であります。現在、 備蓄食料につきましては、26年3月31日現在でございますが、 $8\overline{5}$ 4, 550食でございます。 $5\overline{5}$ 3, 159食が不足してございます。 備蓄率につきましては、200 となってございます。

以上でございます。ありがとうございました。

◇ 中 野 志乃夫 君

○議長(尾崎信夫君) 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

〇22番(中野志乃夫君) やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず、容器包装プラスチックの実態についてということであります。

①として、現在、家庭ごみで出されている容器包装プラスチックは、現実問題として再利用されているのか。

再利用されているものがあれば、排出された量の何%ぐらいなのか、材質別に教えてほしいということであります。

これに関しては、具体的に市民にも配られているごみの出し方等で、詳細に容器包装プラスチックがどういうものかとか、こういうものは出してくださいとありますので、そういった形の中でいろいろ教えてほしいと思っております。

②として、容器包装プラスチックを燃やした場合、有害物質は出るのかということであります。

これは当然燃やすというのは、今民間で燃やすことできませんから、小・村・大の焼却炉で燃やした場合ということであります。

2として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案への対応についてということであります。

①として、特別養護老人ホームにおいての影響(要介護3以下の利用者の扱い)をどのように考えるのかということと、②として、予防給付の通所介護・訪問介護の対応をどのように検討しているのかということであります。

この問題に関しては、実際、法案はまだ完全に成立したわけではありませんが、せんだっての報道によると、 委員会の中では一応この内容のまま話が進められてるという報道もありますので、下手をするともう来年度から、早速この法律が具体化される可能性もありますので、それを想定してどう考えているかをお聞きしたいと 思っております。

この場での質問は以上です。よろしくお願いします。

[22番 中野志乃夫君 降壇] [市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、容器包装プラスチックの再利用の実態についてでありますが、当市の容器包装 プラスチックにつきましては、収集後、民間委託により選別、圧縮等の中間処理を行い、再商品化事業者へ引 き渡しを行っております。再商品化事業者につきましては、容器包装リサイクル協会が入札を実施しておりま すが、平成24年度及び平成25年度に当市が引き渡した容器包装プラスチックにつきましては、全てガス化によ

りリサイクルが行われ、化学原料として再利用されております。

次に、容器包装プラスチックを焼却した場合の状況についてでありますが、現在、容器包装プラスチックの うち汚れが付着しているものにつきましては、可燃ごみとしての排出をお願いしております。可燃ごみにつき ましては、小平・村山・大和衛生組合へ搬入し、焼却処理を行っており、その排ガス濃度は国が定める環境基 準を下回っております。

次に、介護保険法改正に伴う特別養護老人ホームにおいての影響についてでありますが、今回の改正では特別養護老人ホームへの入所者を、在宅での生活が困難な重度の要介護者にするとされております。なお、既に入所されている方につきましては、その経過措置などが検討されております。市といたしましては、今後、国からの政省令やガイドライン等に基づき、適切に対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、予防給付の通所介護・訪問介護の対応についてでありますが、今回の改正では、要支援者に係る通所介護、訪問介護について、全国一律の予防給付から地域支援事業に移行し、サービスを多様化するとされております。今後、国からの政省令やガイドライン等に基づき、適切に対応を図るとともに、介護保険運営協議会での御審議や介護サービス事業者等からの御意見などをいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○22番(中野志乃夫君) ありがとうございました。

それでは、再質問を行わせていただきます。

まず容器包装プラスチックの実態ということで、今の御答弁ですと、現状は当市ではこの容器包装プラスチックに関しては民間委託をしておりますし、基本的にそちらのほうで処理してもらってて、その話としては全てガス化ということですと、いわゆるケミカルリサイクルといいますか、そういった形で処理をしてるということで、言ってみれば全てリサイクルにはなってるという認識の御答弁でよろしいんですかね。

○環境部長(田口茂夫君) 先ほど市長から御答弁をさせていただきましたとおり、委託により民間の中間処理 はさせていただいた後に、容器包装リサイクル協会のほうが入札をした事業者のほうに搬入をさせていただき まして、全量ガス化による工業の原料になっているというふうなことでございます。 以上でございます。

〇22番(中野志乃夫君) わかりました。

まず私は今回この質問を取り上げたのは、市民に出されてるこの「ごみ・資源物分別ガイド」ということのこの内容からちょっとお聞きしたいと思ってるんですね。つまり、そもそもこの容器包装プラスチック、まあ週1回ですね、特別にここに掲げられた一覧を見ながら、市民の方は一生懸命集めて、生真面目な方はわざわざ、少しの汚れなら一生懸命洗ってきれいにして出してと。当然そうなって、出されてる方は、どう聞いても、皆さん、それがまた生かされてると。単純に言うと、ペットボトルはまたペットボトルになるし、またトレイも、またきちんとしたトレイになるんだという、そういう思いの方が大半ではないかと思うんですよね。

今の話ですと、まあガス化ということで工業、そっちのほうで使われるような形ですから、リサイクルはまさにリサイクルなんですけども、まずその点からですね、私はちょっと前から疑問に思ってたのは、大きな誤解を生じさせてるんじゃないかということを思ってます。つまり、この法律もありますから、こういう集め方をしている、それは仕方がないんですけども、実際リサイクル、この間も、先ほど床鍋議員がいろいろ論じてた中でも出ますけども、マテリアルリサイクルからケミカルリサイクルなど、まあ熱処理といいますか、結局もう一回燃焼させるサーマルリサイクル、サーマルリカバリーでもいいんですけども、そういう形がされてるのが実態なわけで、単純にお聞きしますけども、今現在そうなると容器包装、この容り法に関するプラスチックで出されたものが、また同じ製品になるようなことというのはないということなんでしょうか。その点、確認さしてください。

- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 集めました容器包装プラスチックですが、資源化という形の中では周知をさせていただいておりますが、容器包装リサイクル協会への引き渡しということで、そちらのホームページを見ますと、全体量を見ますと、材料リサイクルという形でリサイクルされてるものが38.2%というのが、平成24年度の実績という形で出ております。したがいまして、材料リサイクルが、実際には再生樹脂ですとか、具体的にはプラスチック製のパレット、そういったものに二次製品化されてるというところでございます。以上です。
- **〇22番(中野志乃夫君)** 今回、私、この質問をするに当たって、正直、以前はこのリサイクルセンター、3 市のそういう問題が起こる以前、私はある面、変な意味ですけど、生真面目にいろいろな、リサイクルはなる

べく分別して、いろいろ小分けにして出して、きれいなものをちゃんと出していけば、より循環型社会にとって貢献できるという幻想を抱いておりました。ところが、実際いろいろ調べていくと、実はそれが本当にまさに幻想、最近の言葉で言えば、まあ都市伝説と言ってもいいぐらいに、実態がまるで違うということがよくわかってきたんですね。そのことは、ただ調べればわかるけども、市民の方はまだそこまでわかってないんじゃないか、そう思ってます。

例えばちょっと、この現状のプラスチックごみ、容り法に基づく、そのプラスチック、出すときの内容ですけども、これはこれだけのいろいろ個別に、いろいろ丁寧に書いてあって、これはもう別に悪くはないんですけども、ただ実際に、例えばこの下に、再資源化され、他のプラスチック製品などに生まれ変わりますとかまでわざわざ入れちゃってますけども、実際はそれはほとんどまれなケースで、ちょっとこういう文言も含めて見直すべき時期に来てるんじゃないかと思うんですけども、そういったことの検討はされてるでしょうか。

- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 今年度、秋口から有料化をする関係もございまして、今新しいガイド等の作成を進めております。後に全世帯に戸別配布する計画を予定してるわけですが、そういった新しいパンフレット等、機会を捉えた中でより正しい、まあ正確なという形、誤解を招かないと言ったほうがよろしいかと思うんですが、そういったところでの周知は努めていきたいというふうに考えております。
 以上です。
- O22番(中野志乃夫君) もう一回、内容をつくり直して、ぜひそうしていただきたいと思ってますし、ただその場合、やはり誤解を招かないように、本当に現実に即した内容にしてほしい、そう思うわけです。 それで、それに関連してちょっとまず伺いますけども、まずこれは多くの人が勘違いしている。現状、ペッ

トボトルはペットボトルになってますか。つまり、皆さんから集めたペットボトルは、またペットボトルにな

ってるんですか。その辺はどうなんでしょう。

- ○ごみ対策課長(松本幹男君) ペットボトルの再商品化の現実性のところにおきましては、確かにペットtoペットと呼ばれる、ペットボトルからペットボトルというのもございますが、ただ大半は化繊の繊維による形でリサイクルをされておりますので、主に海外に輸出されてるような、海外での市場でというところで循環しているものが量としては多いというふうに認識しております。以上です。
- ○22番(中野志乃夫君) ちょっと今の言い方もね、ちょっと誤解を受けちゃうんですよ。じゃ、一部は本当にペットボトルになってんじゃないかという幻想を抱いちゃうんですが、プラスチック循環利用協会という一般社団法人がありまして、そこの資料を見てみましたら、一時期、廃ペットボトルをいろんな技術によって何とかペットボトルに戻すということがされていたんですが、既にこの協会のこの文書にも、実際だから今、ペットボトル自身が、集めても、結局、中国とかほかのほうで売られていくといいますかね、そっちのほうへ流れてってしまって、結局そのペットボトル、もとになるものが余り入らないもんだから、結局その業者といいますかね、事業者、撤退しちゃったということですから、少なくともこれ見る限りだと、今現在、ペットボトルになってるものというのはないようにも見えるんですけども、つまりあったとしても本当にごく1%、2%ぐらいかなと思うんですけども、その辺はそういうちょっと調査はされたことありますか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** そういった点で、割合というところでいきますと、割合は本当にごく、現在では低くなっている状況にあるというふうには認識しております。 以上です。

- ○22番(中野志乃夫君) ごく少数といっても、知らない人が見るとね、ああ少なくなってんだったら、それでも20%、30%あるんじゃないかとか思っちゃうと思うんですけど、私はこの協会の資料を見る限りでは、ほとんどゼロに近いんじゃないかと思うんですよ。あっても全体のペットボトルの1%か2%、つまり大半のペットボトルは、結局、粉砕され、破砕、まあ細かく砕かれて別の利用はされてます。つまり、そういう利用のされ方しかしない。その利用のされ方も、その1回限りで終わっちゃうわけですね。つまり、それ以上はまた再利用されない。大半の方は、やはりわからないから、またペットボトル、またもう一回つくってんじゃないの、またそれがペットボトルで出てきて、だから循環型社会、リサイクルされてんじゃないかと幻想を抱いちゃうんですけど、実態は全然違うんじゃないですか。その辺どうですか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 御質問がペットボトルのほうにいってるものですから、ペットボトルということでお答えをしますと、ペットボトルのリサイクルにつきましては、今議員からお話がございましたように、専ら1回限りのリサイクルで終わってるというのが、まあ現実だというふうに私も認識しております。以上です。
- ○22番(中野志乃夫君) 済みません、ちょっと今、ペットボトルに集中して言っちゃって。ちょっとそれは 一つの導入なんですけども、つまり床鍋議員も言ってるように、リサイクルというか、ワンサイクルなんです ね、現状のペットボトルというのは。大半は細かく砕かれて、まあ中国などに送られて、それが高く売れるか らそっちに流れてしまう。国内では逆にペットボトル、集めても意外と量は少ないというおかしな矛盾を来し て、現状は本当にペットボトルになってないのが現状なんです。

それで、あわせて、そうしますともう一つ、ペットボトルと同時にトレイですよね、白色トレイは、やはり 別に回収はしてますけども、これもどうですか。実際どの程度、リサイクル、本当に再度、白色トレイに戻っ てんのか、その辺の率とか、その辺は調べてあるんでしょうか。

- ○ごみ対策課長(松本幹男君) トレイといううちの白色トレイに限ってというところでございますが、白色トレイにつきましては一部の、まあこれも限定されてしまってる事業者になってしまうんですが、トレイtoトレイということで、できる事業者がございます。ですから、そちらの事業者にいったものについては、トレイからトレイに生まれ変わるということは可能でございます。ただ、先ほどのペットボトルもそうですし、ただいまの白色トレイ等についてもそうなんですが、あくまでも容器包装リサイクル法というところのルートにのせた中での再利用ですとか、リサイクルをするということになりますと、あくまでも私どもはそちらに集めて、異物等を取り除いた状態のものを引き渡すという形までは当然行政が行うわけですが、その先の業者の選定については容器包装リサイクル協会のほうが入札を行っているというのが実情でございます。したがいまして、私どものほうから、この業者に持っていきたいというところの内容が、なかなか反映されたような現行制度での仕組みになっていないというのが実情でございます。
 - 以上です。
- ○22番(中野志乃夫君) 今課長、答弁されたように、その先は向こうのほうで取引のあれになりますから、 どこでどう使われるかわからないんですけども、それはよしとして、いずれにしても今、私もちょっと調べ初 めてそんなに間もたってないからわからないところも多々ありますけども、少なくともいろいろ調べていくと、 ペットボトル、一番優等生と言われているペットボトルでさえそう、白色トレイでもほとんど、そういう業界 のホームページを見ても、実際はほとんど、二、三割ですか、実際再商品化されて、その程度にすぎないと。 それで、あとあれですよね、これはおもしろいこと、おもしろいというか興味深いのは、プラスチック循環

利用協会がこう述べてます。環境省は、最終処分場の逼迫していること並びにダイオキシン類などの有害物質の発生抑制が可能な焼却施設の導入が進み安全が確保されてきたことから、つまりダイオキシンを発生抑制できるような焼却炉がどんどんできたことから、2005年5月に廃棄物処理法の基本方針を、廃プラについては、まず発生抑制、次に再利用を推進した上で、なお残るものについては、直接埋め立てを行わず、熱回収を行うのが適当であると改正したと、こういうふうに書いてあります。それで実際、あと23区でも2008年度から本格的に資源化と焼却・エネルギー回収による埋め立てゼロを目指した新しい分別区分での収集がスタートしましたと。つまり、この容器リサイクル関係のものですね、容器包装プラスチック関係のものは、基本的には、やはりもう再利用というのは、結局、製品からまた製品になるという以前に、もう燃やしていこうと、少なくとも埋め立てするようなことはないようにしようという形に、もう国の方針も転換されてるわけですね。

そう考えていくと、やはりこの一方で、確かに容器リサイクル法の縛りもあるから、まだこういうなるべく 分別して云々という形は、書くのは確かに仕方がない面はありますが、やはり今後のことを考えると、先ほど の3市共同リサイクルセンターの問題も考えると、本来はもうここに市民向けに書いて、容器包装プラスチック、こういうことで収集して集めますよと。だから、ちゃんとそれをきれいにして、そういったものをやって ること自体がほとんど意味がなくなってしまう。つまり、ほとんど実際問題、大半は燃やされてるわけですし、逆に燃やすこともリサイクルの一環だと、もう堂々と言ってるわけです。そう考えるならば、やはりよっぽど、本当にきれいなもので、もうこれはちょっともったいないなというぐらいのものがあったら、特別に集めても いいと思うんですけども、ちょっとでも汚れてたり傷がついてたりというものを、わざわざ洗ったりなんかと いうのは、かえって資源の無駄遣い、こちらはもう以前から言われてることですけども。ですから、そういう やはり分別の仕方をもう考えるべきだと思うんですけども、その点に関してはどうでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 容器包装プラスチックの分別に当たりましては、市民の方から多く寄せられる 声といたしまして、汚れの基準をどう考えればいいんでしょうかということがございます。私ども、ここでい ろいろと制度改正がございますんで、いろんな自治会等に呼ばれて御説明する中で、改めてもう一度説明をさ せていただいてるんですが、やはりその汚れというのも、何も大量の水を使ってまで落としてほしいというふ うには思っておりませんので、例えばキッチンペーパー等で拭き取っていただく、それで汚れがとれる程度の ところで判断をしていただいて、それを容器包装プラスチックの日として出すのか、可燃ごみとして出すのか を一つの目安としていただければというふうに、今改めてちょっと説明をしているところでございます。

また他方では、なぜこういった形で容器包装プラスチックも含めて分別品目をふやした中で、今事務を進めているかという点につきましては、先ほど議員が少し質問の中で触れた部分でもございますが、やはりこの多摩地区が、どうしても最終処分場が内陸型という形になっております。ですから、なるべく少しでも焼却灰の量を減らしたいというのがございます。現在、小平・村山・大和衛生組合の焼却炉でいきますと、やはり入れた可燃ごみのおよそ1割程度は灰になってしまうというのがございます。したがいまして、そういった最終処分場との関係も、私どもとしては見ていかなければいけないというところもございますので、今のような形の分別をとってるところでございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) ありがとうございました。

ちょっとそれに関連して今もお話、出ましたけども、プラスチックを燃やした場合、有害物質は出るのかと あえて聞きましたのは、まず現状の小・村・大の焼却炉において、今は燃やしても、そんな有害物質は出てな い、環境値以下のものしかないというのは、今焼却炉の温度として何度ぐらいを保ててる状態なので、そうなってるのか。ちょっとその辺、教えてほしいんですけど。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 焼却炉の燃焼温度という点で申し上げますと、900度台を維持しているという のが現状でございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

確かに前から問題になってたダイオキシンに関しても、200から500度ぐらいの熱で燃焼をしようとするとダ イオキシンが大量発生してしまうと。とりわけ、床鍋議員も先ほどちょっと触れましたけども、まあ塩化ビニ ール系ですよね。皆さんが使っている、いわゆる容器、ラップ類ですよね。ごく一部、全くダイオキシンの発 生しないラップも発売されてはいますけども、なぜか人気があるのが、一番ダイオキシンが発生するようなラ ップが圧倒的にシェアを占めてて、それがいまだ圧倒的に多いですから、例えばその手の容器なんかでラップ 類がまざっちゃうと、変にその200度から500度の温度で燃やしちゃうとダイオキシンが出てしまうという問題 から、いろいろ問題、発生してきたわけですけども、今のお話ですと900度という形で維持できてるならば、 現状で全く問題ないわけですよね。つまり、それらのものも、私がいろいろほかのところで調べてみたり聞い てみても、800度、850度以上で燃やせばダイオキシンはほとんど出ない、有害物質ほとんど出ない形で焼却で きるとなってますから、そう考えるならば現状の今の小・村・大の焼却炉で、ここの容り法に基づくこのプラ スチック類、全て燃やせてしまう。燃やすのに問題ないし、逆に燃料としても価値が、わざわざ油を使う必要 ないんですから、まさに石油の中の原油と同じような成分で、より効率がよくなるような気もしますけど、そ の辺はまず1点、現状でまず燃やして問題ない温度である点についてのことと、現状は、つまりダイオキシン が発生しない温度になってるということの確認と、それと今その温度でやってて、一応特に問題がないのか。 つまり何が言いたいかというと、リサイクルセンターの構想でも必ず最初に出てきたのは、焼却炉が平成33年 度までに建て替えないともたないからと、だから何とかしなくちゃいけないということを、やたらハッパをか けられて、いろんな矛盾した内容が出てきてるわけですから、その点で何か問題が生じてるのかどうか、その 辺があればお聞かせ願いたいと思います。

○環境部長(田口茂夫君) 先ほど課長からも御説明させていただきましたとおり、現在の衛生組合の焼却炉については、国の環境基準にも下回っておりますので、そういった意味で現状は問題はないということは、我々も確認してるところでございます。しかしながら老朽化をしているということは、当然否めないわけでございまして、現状のまま当然、今現在使ってるものについても修理をいろいろしながら、またバグフィルターを交換しながら、そういったことで手を入れながら使ってきているところでございます。そういった意味で、どこの自治体もそうですけども、どこかの段階でやはり新式の形に変えていかなければいけないということはあるわけでございまして、現在の衛生組合の焼却炉につきましては延命化をした結果として、33年まで使えるという状況になっているという状況は御理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

O22番(中野志乃夫君) 了解いたしました。

まあ焼却炉云々のことは、ちょっと今回、それ以上はちょっと触れません。いずれにしても今回、私のほうで言いたかったのは、市民に出す分別ガイド、これを今つくり直してるというんであれば、やはりちょっと正確に、今こういう現実になってると。ですから中身も、ちょっと無理して、とにかく水を使って一生懸命きれ

いにする必要はないし、本当にきれいなものはそういうものに入れてもいいけれども、大半のものは燃やして もいいんじゃないかというかな、そうわかるぐらいの内容にしてほしいなと私は思っております。

実際既に東京都内は、もう大半そうなってるわけですね。また多摩の一部でも、そういった形で焼却炉を更新して発電設備をも整えた新型のところのもとでの自治体に関しては、そういう分別収集を始めてるわけですね。ですからその実態から考えれば、もう流れはそうなってるわけですから、やはりそれに合わせた検討をしていただきたいと思っております。一応、これは要望しておきます。

次に、地域医療、こちらのほうの問題に移らしていただきます。

特別養護老人ホームにおいての影響云々でございますけど、ちょっと私、先ほど聞き漏らしたかあれですけども、今要介護3の方とか以下の方が実際市内の特養ホームでどのぐらいの人数がいるかとか、その辺はわかるでしょうか。

- ○福祉部参事(広沢光政君) 市内4施設、それと市のほうで施設整備補助を行っております市外2施設の計6 施設、この6施設におけます4月末の段階におけます市民の利用者ということで、要介護1の方が10名、それから要介護の2の方が32名、合計42名の方が入所されてるということでございます。 以上でございます。
- **〇22番(中野志乃夫君)** 基本的なことになるんですけども、今新しいこの法案が通っていくとなると、これらの人は今の特養ホームを追い出されてしまうことになるんでしょうか。何らかの方法はあるんでしょうか。
- ○福祉部参事(広沢光政君) 先ほどの市長の答弁のほうでもございましたが、今回の制度改正に係る法案には、 附則におきまして経過措置というものが設けられてございます。この内容でございますが、制度が改正された 時点で特別養護老人ホームに入所されている方につきましては、引き続き当該特別養護老人ホームに入所して いる間は、改正後の介護保険法の条件を満たすものとみなすとされております。これを解釈いたしますと、法 改正時に要介護1、2の方で特養に入所されてる方につきましては、引き続き入所が可能であるというふうに 解釈できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

〇22番(中野志乃夫君) わかりました。ありがとうございます。

それでは、次に予防給付の問題ですけれども、厚労省のホームページから、いろいろ介護保険制度の見直しに関する意見案、そういったものもちょっとダウンロードして見てるんですけども、具体的な内容に関して、まずどうなんですか、実際、今の要支援の予防給付の方に関しては、この案から見ると、つまり各自治体はその予防給付の人は面倒見なさいと、通所、訪問に関してですね。しかも、その費用単価は、それより、現状より必ず低くしろと、そこまでちょっとうたってる内容なんですね。その辺を見ると、結局、例えば今うちの市が、じゃ予防給付の方、相当人数いる中で、それをじゃどこにまずお願いするのかとか、またその場合の単価ですね、民間に委託するにしたって単価をどうするのかとか、その辺の検討はどこまでされてるんでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 今、御質問者のほうからもお話ありましたけれども、現時点におきましては、まず国のほうから、政省令ももちろんでございますが、ガイドライン等も何も示されてないという段階でございます。この状況の中で、どこまでが各自治体の裁量によるものなのか。例えばその受け皿の指定の関係ですとか、それから指定の基準ですね、それからもちろんサービス内容、単価、こういったものについて不明な点が多々ございます。そんなことで、現在は情報収集に努めてるというところにとどまっている状況でございます。ただ、期間的、時間的にも非常に切迫してるところがございますので、今の段階では例えば担当課長会等を通

しながら、各自治体との情報交換等、行っているというような状況でございます。 以上でございます。

- ○22番(中野志乃夫君) そこのね、その時間的なことなんですね、ちょっと気になるのは。これ法案が、そのとおりにね、今委員会で、私から言わせれば強行採決されちゃってますから、これがそのまま法案が通っちゃえば、来年4月からもう動かざるを得ないんじゃないかと。そうなると今から待ったなしで進めないと、どう考えても間に合わないんじゃないかと思うんですよね。ですからその辺でね、例えば幾つか国がモデル事業とかいってやってる事例もあるようですけども、それらも含めてちょっとどう具体化するか、ちょっと見通しはどう考えておられるでしょうか。
- ○福祉部参事(広沢光政君) 先ほども申し上げましたとおり、今現状はそういう現状になってるところでございますが、移行の期間というものにつきましては、一応、予防の訪問介護、通所介護関係含めて、地域支援事業に移行するということに関しましては、平成29年の4月までということで、段階的にできる自治体からという形で言われておりますので、できれば早くはというふうには考えておりますけれども、早急に事を起こして制度自体が動かないということになりますと困りますので、その辺は十分時間をかけながら検討していきたいなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

〇22番(中野志乃夫君) 確かに動いてて、実はまたそれが変わって廃案になるってこともなくはないかもしれないんですけども、ただ今のこの動きを見ると、予想以上に何か強行な姿勢で突っ走ってますから、私はちょっと法案は通っていってしまうんじゃないかと危惧はしてます。

それで、確かに29年4月からまで段階的なということで経過措置をとられてるようですけども、ただそれにしたって財源の確保ですよね、どういったところに委託するかとかですね。厚労省のこの案を見ると、大変虫のいい話で、ボランティアでいろいろさせなさいとか、いろいろ言ってますけども、本来、予防給付、いわゆる要支援ついた方というのは、ほっとけばもうすぐ要介護になってしまうからこそ何とか援助しようということからね、もともとは要介護についても無理やり要支援という形にした経過もありますけども、そういう経過のある人たちですから、これはもう現場にいるとよくわかるんですけど、今要支援と言ってても、ほっとけばもう認知症の初期段階の方なんかは、ちょっとその認知症まで断定は、まあ認定はされないけども、ちょっと危ういなという人は、ほっとかれれば当然即、認知症、入ってってしまいますしね。その辺を考えると、やはりもう今からいろ的冷討はちょっとしておかないと、間に合わないんじゃないかなという気もしてます。

それで、ちょっとこれあれですけど、まああくまでも大体の想定で結構なんですけども、基本的には、例えば予防給付、要支援の方たちを対応するのは、逆に社協さんに任せるのかとか、民間に任せるのかとか、それともボランティアに任せるのかとか、その辺の想定というのはどう考えておられるでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 今、中野議員のほうから、予防給付の訪問介護、また通所介護についてどうするのかというような御質問をいただきましたけれども、現状ではどこの事業者にそういうのを任すといったようなことでまでは、まだ想定はしておりません。先ほど福祉部参事のほうからも御答弁させていただきましたけれども、まずは今月中にもしかすると法案が通るかもしれないと。その場合には、7月の中旬にガイドラインが出されるかもしれない。その中で、場合によっては単価等が示されるかもしれないということで言われておりますが、まず27年4月から果たして始められるのかどうかも含めて、それから現在行っております、一般会計のほうで行っている高齢者の一般施策、福祉施策との整合性も含めまして、そういったところとのやはりいろ

いろな調整等も必要になってくると考えておりますことから、現在、予防給付を担っていただいている介護サービス事業者の方を含めて、そういったさまざまな事業者の方とも、実際には少し御意見を伺ったりとか、お話を聞いていただいて、どれだけ受け皿を担っていただけるか、そういったところも考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) その辺は了解いたします。

既にいろいろな事業者関係の皆さんからは、どうなんだろうと、そういう心配する声が、既に当然、新聞報道を見てますから、テレビ報道を見てますから、声は相当寄せられてるといいますかね、いろいろそういった声は来てます。なので、今の話で確かにそういった事業者の皆さんにも、ぜひ説明をしてほしいんですけども、それはじゃ早目に説明をしていただくなり、とりあえず今経過はこうなってるとかいう話で、例えばいつごろそういう説明を、まず事業者に説明するとか、その辺はどうですか。まだこれから検討するとか、何月ぐらいにしたいとかいうのがあれば教えてほしいんですけど。

○福祉部長(吉沢寿子君) いつごろという御質問でございますが、今、私のほうで先ほど御答弁させていただきましたとおり、7月の中旬ぐらいに法案が通れば、国のほうからガイドラインが出されるということでございますので、やはりそれをちょっと見てみないことには、私どもも何とも言えないところもございますので、それを確認させていただきまして、やはり秋には新年度の予算編成等、私どもも動かなければいけなくなりますので、その前には何とかそういった時間をとるようにしたいというふうには考えております。

以上でございます。

〇22番(中野志乃夫君) わかりました。

そうであればね、確かに7月中旬に法案が通ってしまえば、それはそれで早速動かなくちゃいけないし、それを様子見てから、あと早目に動いていただくということでありますので、ぜひそうした形で対応していただきたいと思います。

これに関しては本当に、どうも介護保険の話、もともとこれは今回の質問にありませんけど、以前にも言いましたとおり、東大和市にとっては地域区分の問題でも大変不利益といいますかね、全く納得のいかないような基準のもとで事業をやってる関係で、やはり最近わかりましたけど、やっぱり一部の事業者は、東大和じゃなくて他市のほうに事業所を設置して、それで東大和の皆さんを面倒見るといいますかね、展開するということも実際起こってます。つまり、ただでさえ事業経営苦しい中で、わざわざ東大和、武蔵村山の地域区分で単価の低いところを選んで事業をやるよりは、隣接でそれだけ、同じ仕事をしてても利率のいいところでやるという、当然これもそうなっちゃうんですよね。さらにこのことで、また東大和とか何かで自治体ごとにその運営を任されて、その自治体ごとの単価が決められてしまうと、またその金額でいうと、さらに事業者が撤退してしまうとかいうことも起こり得るんじゃないかと大変危惧しておりますので、そういったことも踏まえて、ちょっと大変重要な問題、事業所によってはもう本当にお手上げで、やめちゃうところも出てくるかなと思ってますしね。ちょっとこの問題は深刻な問題ですので、いろんなことで情報をつかみ次第、早急に動いてほしいことをお願いして、私の一般質問はこれで終了いたします。

○議長(尾崎信夫君) 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

○議長(尾崎信夫君) お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時45分 延会